

盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定について

1 計画策定の背景

平成20年6月、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）が改正され、都道府県、政令市、中核市、特例市では、その地域の自然的、社会的特性に応じて温室効果ガス排出量の削減の取り組みを進めるための「実行計画（区域施策編）」を策定することが義務付けられたことから、計画を策定するものである。

なお、法では、自治体も一事業者として、また率先行動として、温室効果ガス削減に向けた「実行計画（事務事業編）」を策定し、取り組むことが従前より義務とされており、本市では、グリーンオフィス行動計画（昨年度までは、エコオフィス行動計画）を定め、取り組みを進めている。

2 計画概要

(1) 計画期間

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度まで10年間

(2) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）などの法で定められている6種類のガス

(3) 温室効果ガス排出量及び排出量削減中期目標

1990年度を基準年として市域から排出される温室効果ガス排出量及び削減見込量を推計し、2020年度における削減の中期目標を設定し、目標達成に向けた施策及び重点施策を定め、市民、事業者とともに市域の温室効果ガス削減に取り組むものである。

温室効果ガス排出量	1990（平成2）年度	181万トンCO ₂
	2007（平成19）年度	246万トンCO ₂ （36%増）
	2020（平成32）年度推計	255万トンCO ₂ （41%増）
排出量削減中期目標	2020（平成32）年度目標	168万トンCO ₂ （7%減）
		（参考：2007年度比 32%減）

(4) 施策の体系

施策の体系を[心：行動]，[技：技術]，[体：社会基盤・仕組み]とし、次のとおり取り組むこととする。

[心：行動]

- ・環境負荷の少ないライフスタイルの実現
- ・環境負荷の少ないワークスタイルの実現

[技：技術]

- ・エネルギーの効率的な利用の促進
- ・再生可能エネルギー等の普及促進

[体：社会基盤・仕組み]

- ・自動車に依存しない低炭素型のまちづくり
- ・吸収源の確保

(5) 重点施策

[心：行動]

- ① 家庭向け省エネ診断の推進
- ② 環境学習教材の開発
- ③ 中小企業の省エネ診断の推進
- ④ 環境報告書作成の推進

[技：技術]

- ⑤ 公共施設の省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の率先導入と効果の検証
- ⑥ 建物の高断熱化, 省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する技術・設備の導入効果の周知・啓発

[体：社会基盤・仕組み]

- ⑦ 公共交通の利便性向上及び自転車利用環境の整備
- ⑧ 二酸化炭素吸収源である森林の整備
- ⑨ 森林資源を活用する仕組みづくりの推進

3 計画策定経過と今後のスケジュール

平成 21 年 11 月	実行計画協議会設置
平成 22 年 2 月～10 月	実行計画協議会（4回開催）
平成 22 年 11 月 8 日	環境基本計画推進委員会
11 月 12 日	環境審議会（諮問）
11 月 24 日	市議会全員協議会
平成 22 年 12 月	パブリックコメント
平成 23 年 1 月	環境基本計画推進委員会 環境審議会（答申）
平成 23 年 2 月	庁議, 市長決裁

4 パブリックコメントの実施概要

実施期間	平成 22 年 12 月 1 日～20 日
意見受付	郵送（20 日消印有効）, 持参, ファックス, メール
計画（案）の配置	環境企画課, 本庁 1 階窓口案内所, 各支所等に配置 市ホームページに掲載
周知方法	12 月 1 日号広報, 市ホームページ

盛岡市
地球温暖化対策地方公共団体実行計画
区域施策編
(素案)

盛岡市

盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）目次

第1章 計画の基本的事項

1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	地球温暖化防止に向けたこれまでの取り組み	1
1-3	計画の位置づけ	4
1-4	計画の期間	5

第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1	対象とする温室効果ガス	6
2-2	温室効果ガス排出量の現況推計算定条件	6
2-3	温室効果ガス排出量の経年変化	8
2-4	二酸化炭素排出量の状況	10
2-5	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の状況	15

第3章 温室効果ガスの削減目標

3-1	目標設定の基本的な考え方	16
3-2	温室効果ガス排出量の将来推計と削減見込量推計	17
3-3	温室効果ガス排出量の削減目標	19

第4章 地球温暖化防止に向けた施策の展開

4-1	市民・事業者・市の役割	21
4-2	施策の体系	22
4-3	施策の展開	23
4-4	重点施策	35

第5章 実効性のある計画とするために

5-1	推進体制	45
5-2	計画の進行管理	47

資料編

盛岡市の自然的・社会的特性・・・・・・・・・・・・・・・・添付省略

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

20世紀は、科学技術の進歩による目覚ましい経済発展をもたらした一方で、深刻な環境問題が生じることになりました。

1980年代には地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が顕著になり、特に地球温暖化問題は、エネルギーを使う人間活動そのものが原因となるため環境問題の中でも最も解決が難しく、しかも一刻の猶予も許されない国際的な喫緊の課題です。

このため世界的には、1992(平成4)年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」において「気候変動枠組条約」が採択され、また1997(平成9)年には京都で開催された第3回締約国会議で各国ごとに温室効果ガス排出量に係る数値目標を定めた「京都議定書」が採択され、国際的な合意に基づく地球温暖化対策を推進してきました。

2008(平成20)年5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)が改正され都道府県、政令市、中核市、特例市において、その区域を対象として地域の自然的・社会的特性に応じた取り組みを進めていくための地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定が義務付けられました。

岩手県内では、県のほかには中核市である本市のみが策定することとなり、できるだけ県との整合を図りながら、実効性のある計画を策定する必要があります。



▲温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

出典:全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

(<http://www.jccca.org/>)より

1-2 地球温暖化防止に向けたこれまでの取り組み

地球温暖化防止に向けた国際的な取り組みとして、2008(平成20)年6月に洞爺湖で開催された気候変動首脳会合(気候変動サミット)では、2050(平成62)年に世界の温室効果ガスを半減させるとする数値目標を共有することで合意がなされました。

また、2009(平成21)年にニューヨークで開催された気候変動サミットでは、京都議定書の第一約束期間が終わる2012(平成24)年以降の国際的枠組の構築に関し、我が国は、各国の協力体制が整うことを条件に、2020(平成32)年度までに1990(平成2)年度比で25%の温室効果ガスを削減することを表明しています。

京都議定書の概要

対象ガス	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ の6種類
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990年(HFC、PFC、SF ₆ は1995年としてもよい)
目標期間	2008～2012年の5年間
削減目標	<ul style="list-style-type: none"> - 先進工業国全体の総排出量を最初の目標期間中に基準年に比べ少なくとも5%削減 - 国別の削減量は、日本6%減、米国7%減、EU8%減
京都メカニズム (柔軟性措置)	国際的な協力・協調により削減目標を定める手段として以下の仕組みを設置 ①排出権取引 ②共同実施 ③クリーン開発メカニズム

(1)我が国の取り組み

我が国の地球温暖化防止に向けた具体的な取り組みは、1997(平成9)年の地球温暖化防止京都会議が原点であり、京都議定書における削減目標の達成に向け、1998(平成10)年に温対法を制定し、それに基づく京都議定書目標達成計画を2005(平成17)年4月に策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

京都議定書目標達成計画の概要

目指す方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書の6%削減約束の確実な達成 ・ 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と経済の両立 ・ 革新的技術の開発とそれを中核とする低炭素社会づくり ・ 全ての主体の参加・連携の促進とその透明性の確保、情報の共有 ・ 多様な政策手段の活用 ・ 評価・見直しプロセス(PDCA)の重視 ・ 地球温暖化対策の国際的連携の確保
目達成のための 対策と施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスごとの対策・施策(温室効果ガス削減対策、森林吸収源、京都メカニズム) ・ 横断的施策(国民運動、公的機関の率先、排出量算定・報告・公開、ポリシーミックス活用) ・ 基盤的施策(排出量・吸収量の算定体制、技術開発、調査研究、国際的連携確保、国際協力推進)

また、長期的な視点の取り組みとして次のような計画等が発表されているほか、具体的な取り組みも進められています。

- ・ 洞爺湖サミットにおける「福田ビジョン」・・・2008(平成20)年6月
- ・ 「低炭素社会づくり行動計画」・・・2008(平成20)年7月
- ・ 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案・・・2010(平成22)年3月
- ・ 太陽光発電システム設置、環境配慮対象車両更新等への補助金制度
- ・ 国内排出量取引制度、再生可能エネルギーの電力買い取り制度の実施

(2)岩手県の取り組み

岩手県においては、1999(平成 11)年に策定した岩手県環境基本計画において、2010(平成 22)年度の二酸化炭素排出量を 1990(平成 2)年度比で8%削減する目標を掲げ、地球温暖化対策に取り組んでいます。

- ・「岩手県新エネルギービジョン」・・・1998(平成 10)年
- ・「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」・・・2005(平成 17)年
- ・岩手県地球温暖化防止活動推進センターの指定・・・2005(平成 17)年
- ・CO2 ダイエット・マイナス8%いわて倶楽部設立・・・2005(平成 17)年
- ・温暖化防止いわて県民会議設立・・・2009(平成 21)年
- ・各種イベント等の開催(いわて環境王国展、住まエネフェスタ、エコドライブ講習会、脱白熱球キャンペーン、ライトダウンキャンペーンなど)
- ・岩手県地球温暖化対策等実行計画(率先実行計画)・・・2000(平成 12)年

(3)本市の取組

本市においては、2000(平成 12)年 3 月に盛岡市環境基本計画を定め、その中で地球環境問題についての施策の方向性を明らかにし、具体的施策に取り組んでいます。

- ・盛岡市地域新エネルギービジョン・・・2004(平成 16)年 3 月
- ・盛岡市木材利用推進方針・・・2007(平成 19)年 2 月
- ・もりおか交通戦略・・・2009(平成 21)年 10 月
- ・盛岡市役所エコオフィス行動計画(率先実行計画)・・・2000(平成 12)年 4 月
- ・いわて環境マネジメントシステムの導入・・・2005(平成 17)年 4 月

〈エコオフィス行動計画の平成 21 年度の取り組み実績：基準年は平成 15 年度〉

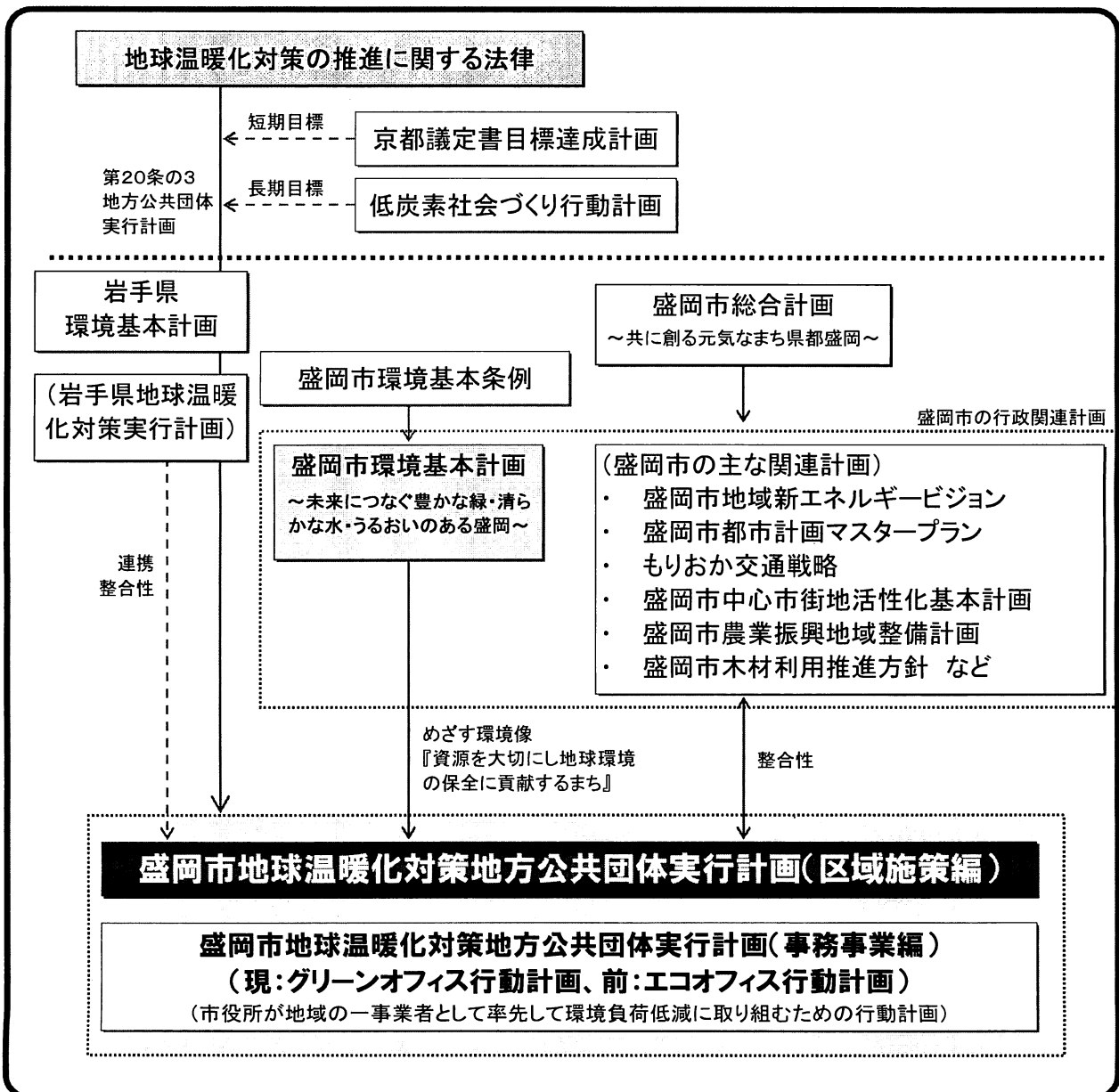
項目		基準年値 (H15)	実績値 (H21)	H21 実績の 基準年比較
エネルギー 使用量	灯油(L)	1,730,798	1,473,977	-14.8%
	A 重油(L)	1,109,636	1,011,341	-8.9%
	LP ガス(m ³)	72,399	53,360	-26.3%
	都市ガス(m ³)	139,206	131,544	-4.3%
	ガソリン(L)	141,463	130,371	-7.8%
	軽油(L)	234,271	159,611	-31.9%
電気使用量(kWh)		41,620,995	36,425,743	-12.5%
水道水使用量(m ³)		651,831	601,860	-7.7%
廃棄物排出量(t)		943,318	805,534	-13.1%
温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)		69,476	60,043	-5.7%

1-3 計画の位置づけ

この計画は、温対法第20条の3に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)です。

国が示した京都議定書目標達成計画、低炭素社会づくり計画、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案などを踏まえ、本市の自然的・社会的特性に応じて、温室効果ガス排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

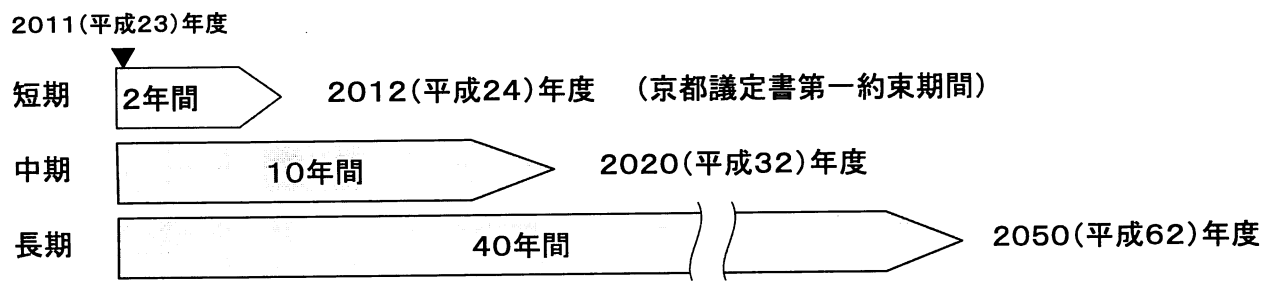
また、盛岡市環境基本計画で掲げるめざす環境像のひとつである「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」の実現に向けた施策や取り組みを具体化する地球温暖化対策分野の個別計画にあたります。



1-4 計画の期間

国が2009(平成21)年6月に発行した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(以下、「計画策定マニュアル」という。)において、計画期間は、短期(2012年:平成24)、中期(2020年:平成32~2030年:平成42の間のいずれか)及び長期(2050年:平成62)を推奨していますが、本市においては、具体的な対策の積み上げが可能な中期10年(2020年:平成32)を計画期間とします。

基準年度は、京都議定書と整合を図り、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については1990(平成2)年度、HFC、PFC及びSF6については1995(平成7)年度とします。



第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1 対象とする温室効果ガス

この計画において対象とする温室効果ガスは、京都議定書及び温対法の対象と同様に、市内で人為的に排出されている、以下の6物質とします。

温室効果ガス		概要	地球温暖化係数*
二酸化炭素 (CO ₂)		主に化石燃料の燃焼に伴い発生します。	1
メタン (CH ₄)		水田や廃棄物の埋立て、家畜の腸内発酵などから排出されます。	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)		化石燃料の燃焼や廃棄物・農業活動などから排出されます。	310
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	スプレー、冷蔵庫・エアコンの冷媒や半導体洗浄に使用されています。	140～11,700
	パーフルオロカーボン (PFC)	主に半導体洗浄に使用されています。	6,500～9,200
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	主に電気絶縁ガスとして使用されています。	23,900

※地球温暖化係数とは、“温暖化の能力”を示す数値であり、二酸化炭素を基準(=1)とした各物質の温暖化をもたらす程度を示す数値のこと。

2-2 温室効果ガス排出量の現況推計算定条件

この計画において、計画期間における温室効果ガス削減目標を定めるための現況推計に当たっては、計画策定マニュアルに基づくこととし、その算定条件は次のとおりとします。

(1)算定対象期間

算定対象年次は、市域からの温室効果ガス排出量の現況を把握するため 1990(平成 2)年度、1995(平成 7)年度および 2000(平成 12)年度以降の各年としました。

なお、算定に用いる統計資料(都道府県別エネルギー消費統計)の公表時期を踏まえ、最新年は 2007(平成 19)年度としました。

(2)算定にあたっての基本的な考え方

算定に使用する資料は、将来にわたり発行されるものであること及び入手が容易なものであることとし、次年度以降の算定作業の容易性を考慮し、継続的な入手が困難なデータは原則用いないこととしました。(東北電力提供データ、モニター調査結果等)

また、市域からの排出量が全体に比べ非常に少ない項目及び算定の精度が低い部門についても算定は行わないこととしました。(上下水道、農業廃棄物の焼却、埋立処理場等)

(3)算定方法及び資料

温室効果ガス排出量の算定方法及算定に用いた資料を示します。

表-温室効果ガス排出量の算定方法(エネルギー起源二酸化炭素)

部 門		エネルギー種別消費量算定方法	データの出典
産業部門	製造業	①業種別エネルギー消費量原単位 =業種別エネルギー消費(岩手県) /業種別出荷額(岩手県) ②業種別エネルギー消費量原単位 ×業種別出荷額(盛岡市)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計
	農林水産業	農林水産業エネルギー消費量(岩手県) ×農業水産業従業者数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー統計 ・国勢調査
	建設業・ 鉱業	建設業・鉱業エネルギー消費量(岩手県) ×就業者数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー消費統計 国勢調査
家庭部門	灯油・ LPガス	家庭の年間購入量(盛岡市) ×世帯数(盛岡市)	・家計調査年報 ・国勢調査
	電力	家庭部門電力消費量(岩手県) ×世帯数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー統計 ・国勢調査
業務部門		業務エネルギー消費量(岩手県) ×業務系延べ床面積の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー統計 ・国勢調査
運輸部門	自動車	国立環境研究所 道路交通センサス 自動車起終点(OD)調査データ	・市区町村別自動車交通CO2排出 テーブル

表-温室効果ガス排出量の算定方法(エネルギー起源二酸化炭素以外)

部 門	ガス種類	排出部門別消費量算定方法	データの出典
自動車	CH ₄	自動車の種類別走行距離×排出係数	・市区町村別自動車交通CO2排出 テーブル
	N ₂ O		
廃棄物 (燃焼)	CO ₂ / CH ₄ /N ₂ O	一般廃棄物焼却量および産業廃棄物 ×排出係数	・盛岡市統計
	農業	CH ₄	水田作付面積、家畜飼養頭数×排出係数
代替フ ロン等 3ガス 分野	N ₂ O	家畜飼養頭数×排出係数	・盛岡市統計
	HFC PFC SF ₆	代替フロン排出量(全国) ×(人口、電気機械製造品出荷額、電力量等)比 (盛岡市/全国)	・総合エネルギー統計 ・盛岡市統計 ・家計調査年報 等
森林等 の吸収 源	CO ₂	間伐、植栽、植林によるバイオマス蓄積量の 算定	・盛岡市統計

2-3 温室効果ガス排出量の経年変化

市域から排出される温室効果ガスの量は増加する傾向にあり、2007(平成 19)年度には、1990(平成 2)年度比で約 36%増加しており、全国の中核市の中で高い増加率となっていると推測されます。(政令市:札幌市 29%増、仙台市 35%増、福岡市 35%増など)

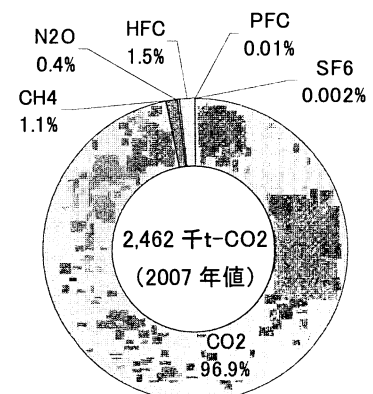
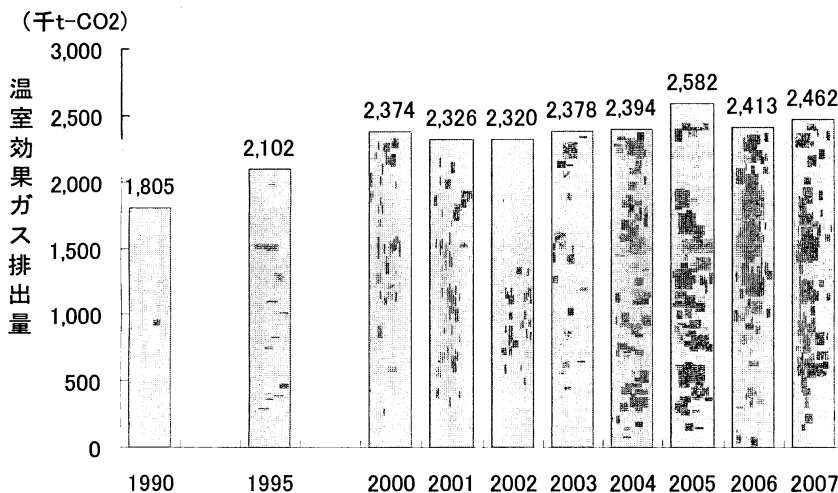
温室効果ガスの中では二酸化炭素が大きな割合を占めており、2007 年度は、温室効果ガス全体の約 97%を占め、この傾向は 1990 年度以降変わっていません。本市の場合、特にサービス業などの業務部門と家庭部門から排出される二酸化炭素が大きく増加しています。

表-温室効果ガスの経年変化

単位:千t-CO₂

年度	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	増減率※	
産業部門	製造業	431	501	549	483	502	501	526	555	527	516	20%
	農林水産業	36	31	34	33	32	31	30	31	32	33	-7%
	建設・鉱業	41	57	57	53	46	45	39	38	37	34	-17%
	507	589	640	570	580	577	596	624	596	583	15%	
家庭部門	428	499	564	561	533	539	533	643	587	578	35%	
業務部門	358	471	531	541	550	602	592	671	589	662	85%	
運輸部門	自動車	423	445	532	542	551	549	541	531	527	519	23%
廃棄物	36	41	47	51	43	45	65	48	46	44	22%	
二酸化炭素合計	1,752	2,045	2,314	2,265	2,257	2,313	2,326	2,517	2,345	2,386	36%	
メタン	36	35	32	32	32	32	32	28	28	28	-23%	
一酸化二窒素	17	15	12	12	12	12	12	10	10	10	-37%	
HFC	-	7	16	17	19	21	24	27	30	38	481%	
PFC	-	0.13	0.20	0.15	0.18	0.17	0.18	0.16	0.14	0.14	4%	
SF6	-	0.05	0.08	0.06	0.08	0.07	0.08	0.07	0.05	0.04	-7%	
二酸化炭素以外合計	53	57	60	61	63	65	68	66	68	76	44%	
温室効果ガス合計	1,805	2,102	2,374	2,326	2,320	2,378	2,394	2,582	2,413	2,462	36%	

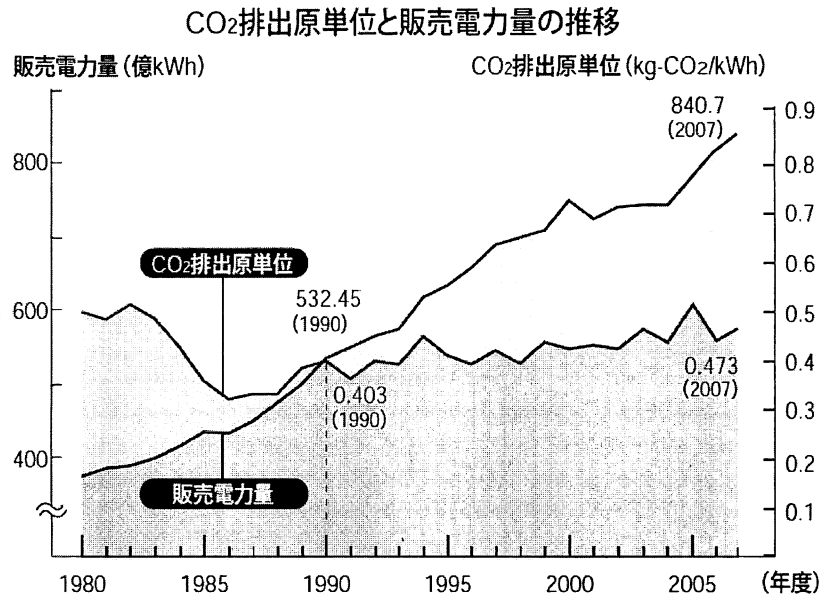
※増減率=(2007 年値-1990 年値)/1990 年値 (但し、HFC、PFC、SF6 は 95 年値を用いる。)



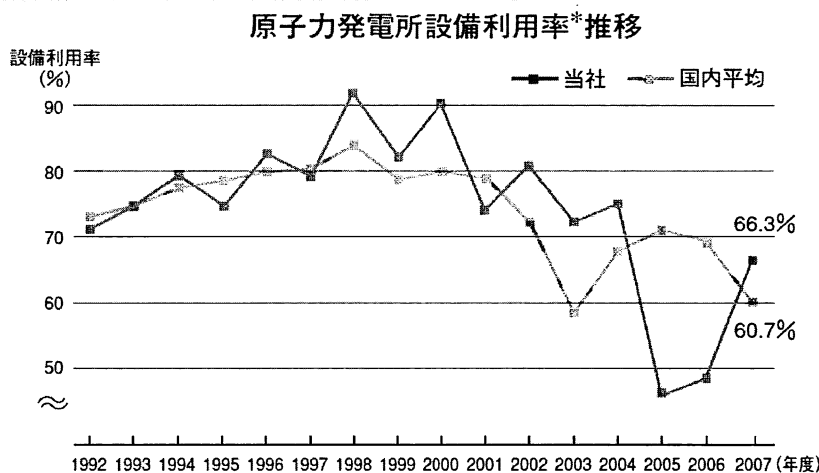
【参考】東北電力の電力からの二酸化炭素排出原単位の推移について

一般的に原子力発電所等の設備利用率が低下すると発電量の不足が火力発電でまかなわれる為、電力の二酸化炭素排出係数が高くなります。特に家庭・業務部門では、使用されるエネルギーの多くを電力に依存していることから、電力の排出係数の変化による影響を大きく受ける傾向があります。

2005(平成17)年8月の宮城地震に伴う女川原子力発電所停止などにより、火力発電所の稼働率が上がったため、東北電力の2005年度における二酸化炭素排出原単位が大きく増加しています。



▲東北電力二酸化炭素原単位の推移



*原子力発電所設備利用率： $\frac{\text{発電電力量}}{\text{定格電気出力} \times \text{暦時間}} \times 100\%$

▲東北電力 原子力発電所設備利用率

出典：東北電力環境行動レポート 2009

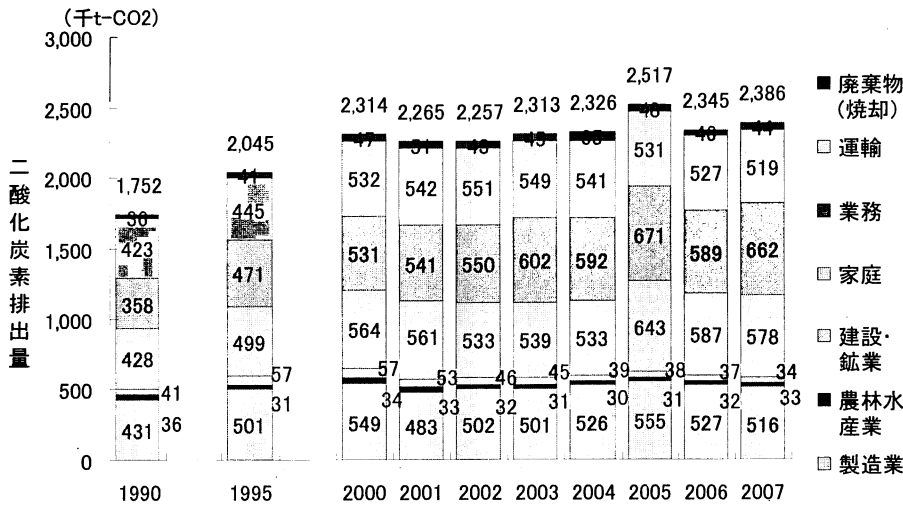
2-4 二酸化炭素排出量の状況

市域から排出されている温室効果ガスの約 97%を占める二酸化炭素の排出状況を以下のグラフで示すほか、部門別に表わします。

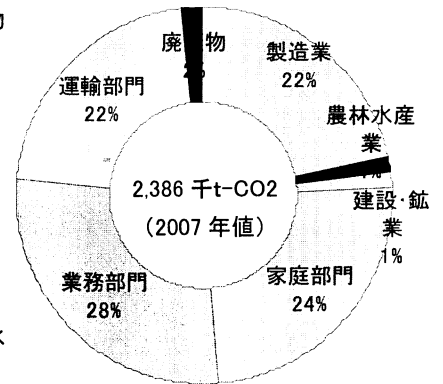
(1)二酸化炭素 部門別内訳

業務部門(小売店舗・事務所等)からの排出量が最も多く、二酸化炭素排出量全体の 28%を占めています。続いて家庭部門が 24%、製造業、運輸部門がそれぞれ 22%を占めており、廃棄物からの排出量は 2%となっています。

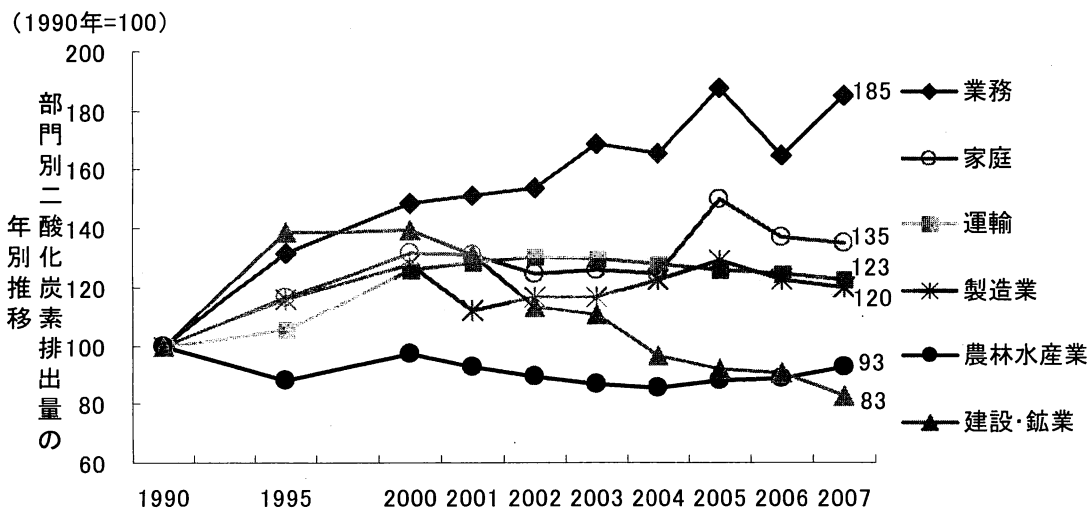
基準年である 1990(平成 2)年度からの各部門の排出量の増加傾向をみると、業務部門及び家庭部門からの排出量が大きく増加していることが分かります。一方、農林水産業及び建設・鉱業からの排出量は減少する傾向にあります。



▲部門別 二酸化炭素排出量の推移 (積上げ)



▲二酸化炭素排出量部門別内訳(2007年度)

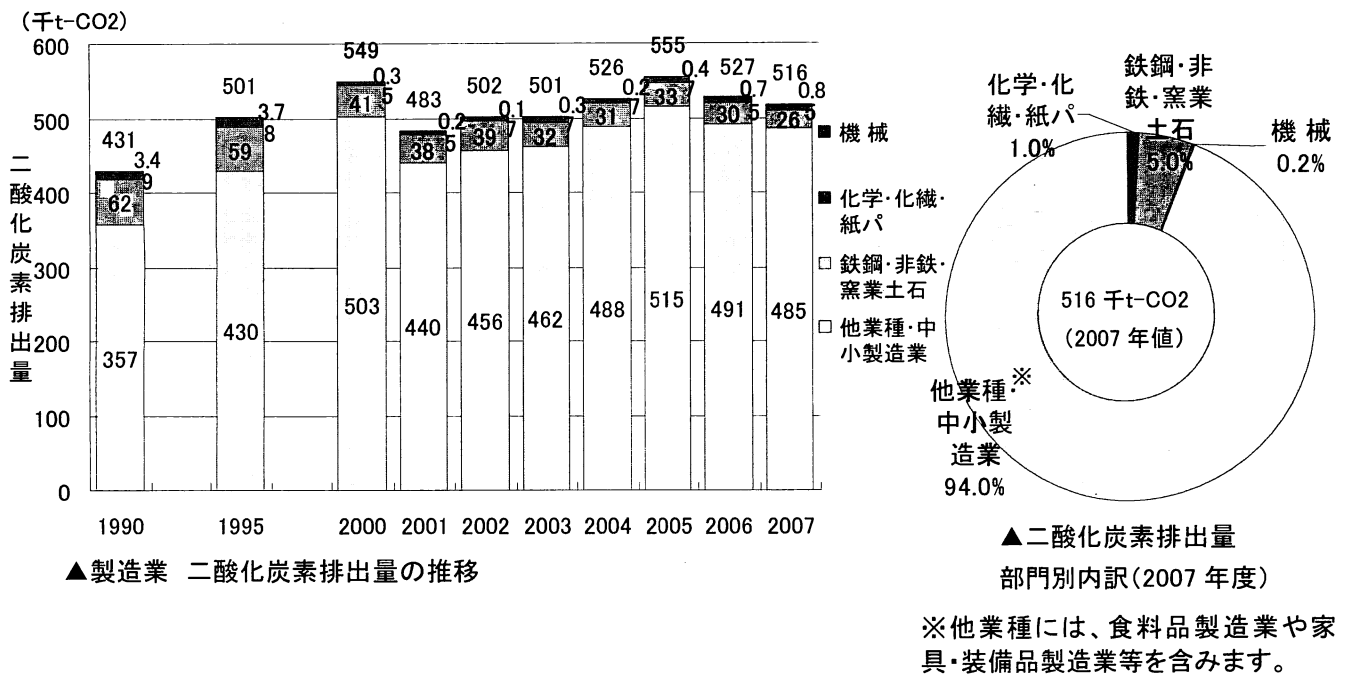


▲部門別 二酸化炭素排出量の推移 (基準年:1990年度を100とする)

(2)産業部門（製造業）

本市の産業部門からの二酸化炭素排出量は、全体の約 24%となっていますが、その大部分を製造業が占めており、全体の約 22%です。1990(平成 2)年度に比べて約 20%増加しています。

製造業から排出される二酸化炭素の 94%が鉄鋼等・機械・化学等以外の他業種・中小製造業からであり、市内に大型の工業地域等が集積していない本市の特性を表わしています。



国や県が公表している二酸化炭素排出量データは次のとおりです。

本市の産業部門からの排出量の占める割合(約 24%)は、国や県と比較し大幅に少ないと言えます。

単位: 千t-CO₂

	二酸化炭素の 全体排出量 2007年度	産業部門 の排出量 2007年度	割合	産業部門 の排出量 1990年度	1990年度比 の伸び率
国	1,219,000	471,000	39%	482,000	-2.3%
岩手県	12,995	4,862	37%	4,806	1.2%

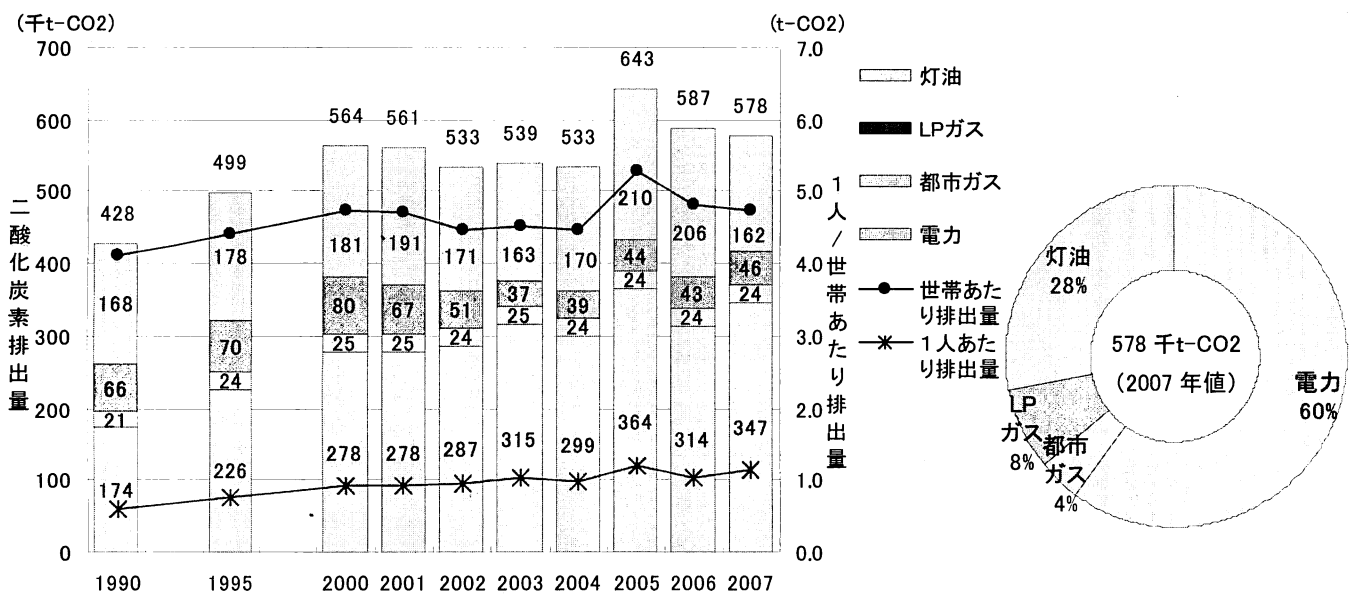
(3)家庭部門

本市の家庭部門からの二酸化炭素排出量は、全体の約24%となっており、1990(平成2)年度に比べ約35%増加しています。

エネルギー種類別では、電力からの二酸化炭素排出量が約60%を占め、その推移では、1990年度から増加傾向で2007(平成19)年度には約2倍となっています。

本市の家庭部門の増加の要因としては、世帯数の増加にともなうエネルギー使用機器の増加が考えられます。特に電力使用量は、2007年度は1990年度の約2倍となっていることから、家庭内で利用される家電製品(デジタル家電を含む)の増加、大型化等による影響と考えられます。一人当たりにおいても、一世帯当たりにおいても排出量が増加していることから、家庭部門の増加は、世帯数の増加とエネルギー使用機器の増加が相乗的に影響していると考えられます。

また、東北地方では、家庭からの二酸化炭素排出量のうち、暖房由来の排出量が全国値に比べ約16%多いことが他の統計資料において明らかとなっています。



▲家庭部門 二酸化炭素排出量の推移

▲二酸化炭素排出量 部門別内訳(2007年度)

国や県が公表している二酸化炭素排出量データは次のとおりです。

二酸化炭素排出量の構成比では、本市は国や県に比べ大きく、増加率(約35%)では国よりは低いものの、県よりは大きいことが特徴となっています。

単位: 千t-CO₂

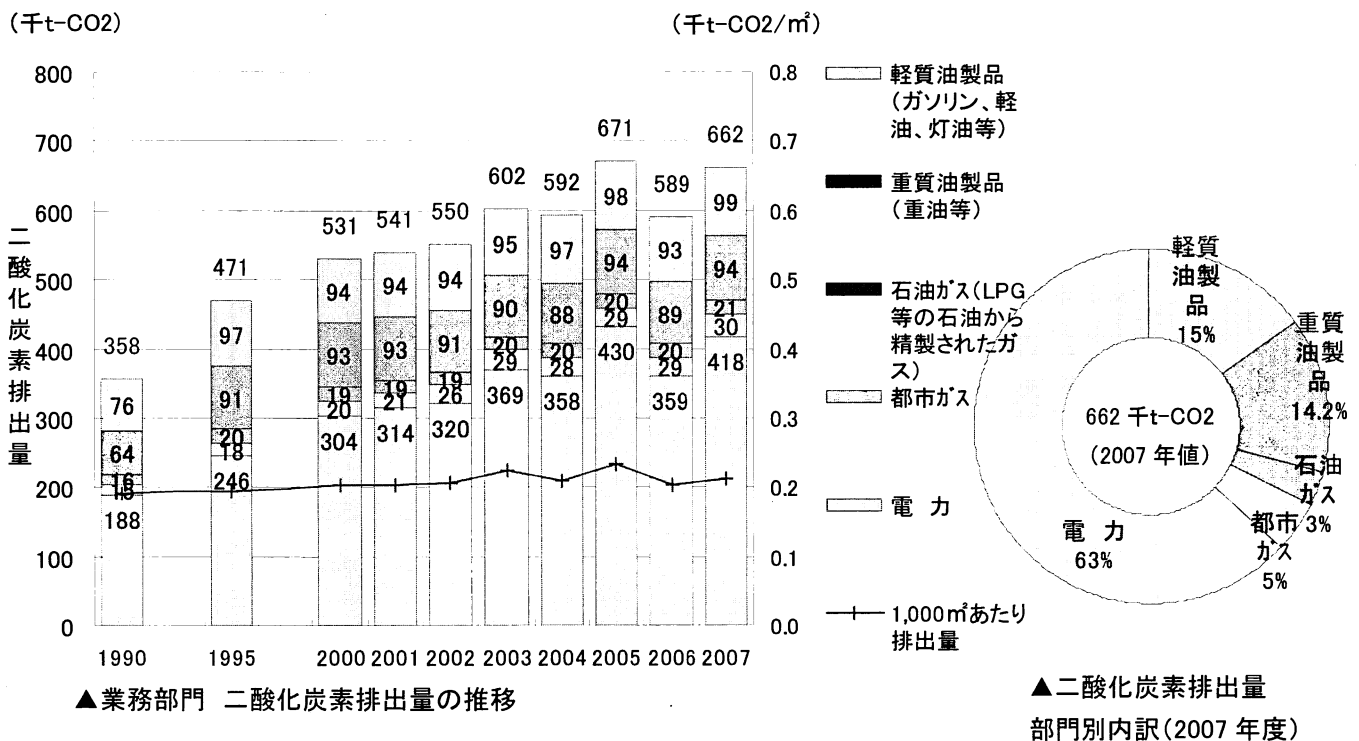
	二酸化炭素の 全体排出量 2007年度	家庭部門 の排出量 2007年度	割合 [※]	家庭部門 [*] の排出量 1990年度	1990年度比 [※] の伸び率
国	1,219,000	180,000	15%	127,000	42%
岩手県	12,995	2,299	18%	1,920	20%

(4)業務部門

本市の業務部門からの二酸化炭素排出量は、全体の約28%となっており、1990(平成2)年度に比べ約85%増加しています。

エネルギー種類別では、電力からの二酸化炭素排出量が約63%を占めており、その推移では、家庭部門と同様に1990年度から増加傾向にあり、2007(平成19)年度には、約2.2倍に増えています。

本市の業務部門の増加の要因としては、2007年度の床面積が1990年度に比べ約1.7倍に増加していることから、それにとまなうエネルギー使用機器の増加が考えられます。1000㎡当たりの排出量は微増であることから排出量の増加は、床面積の増加に伴う各種の機器の増加によるものが大きく影響していることが推測されます。本市が岩手県の県都であり、県内における政治や経済の中心地としてサービス産業が集積している結果であると考えられます。



国や県が公表している二酸化炭素排出量データは次のとおりです。

本市では二酸化炭素排出量の構成比、増加量ともに国や県よりも大きいことが特徴となっています。また、県内における電力からの排出量は、1990年度の666千t-CO2から2007年度には1,006千t-CO2と約1.5倍の増加となっていますが、本市の増加率(約2.2倍)はそれ以上となっていることも本市の特徴となっています。

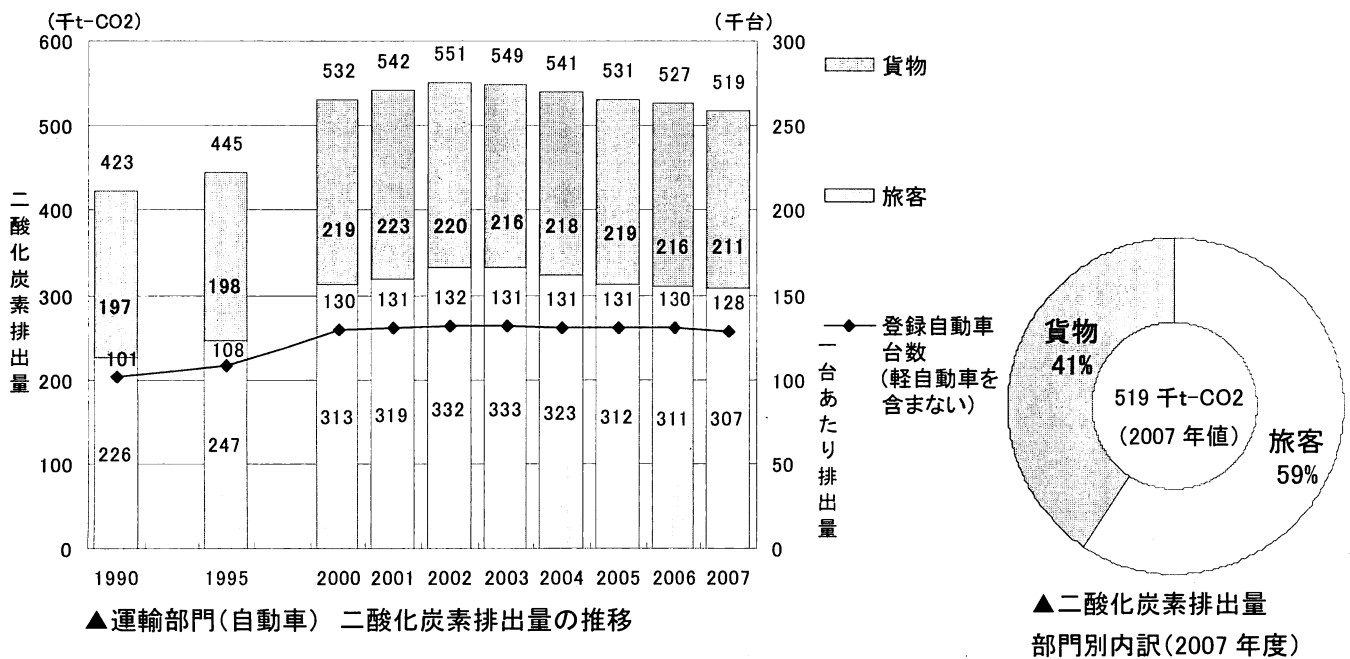
単位: 千t-CO2

	二酸化炭素の全体排出量 2007年度	業務部門の排出量 2007年度	割合	業務部門の排出量 1990年度	1990年度比の伸び率
国	1,219,000	236,000	19%	164,000	44%
岩手県	12,995	1,384	11%	1,202	15%

(5)運輸部門(自動車)

本市の運輸部門からの二酸化炭素排出量は、全体の約22%となっており、1990(平成2)年度に比べ約23%増加しています。

本市の運輸部門の増加の要因としては、2007(平成19)年度の自動車保有台数が1990年度に比べ約1.4倍に増加していることが挙げられます。なお、1990(平成2)年度から二酸化炭素排出量がピークとなる2002(平成14)年度にかけて自動車台数も増加していることから二酸化炭素排出量の増加要因は、自動車台数の増加によることが大きく影響していると推測されます。



国や県が公表している二酸化炭素排出量データは次のとおりです。

二酸化炭素排出量の構成比では、本市は国や県とほぼ同様であるものの、増加率(約23%)が国や県よりも大きいことが特徴となっています。

単位:千t-CO₂

	二酸化炭素の全体排出量 2007年度	運輸部門の排出量 2007年度	割合	運輸部門の排出量 1990年度	1990年度比の伸び率
国	1,219,000	249,000	20%	217,000	15%
岩手県	12,995	2,817	22%	2,654	6%

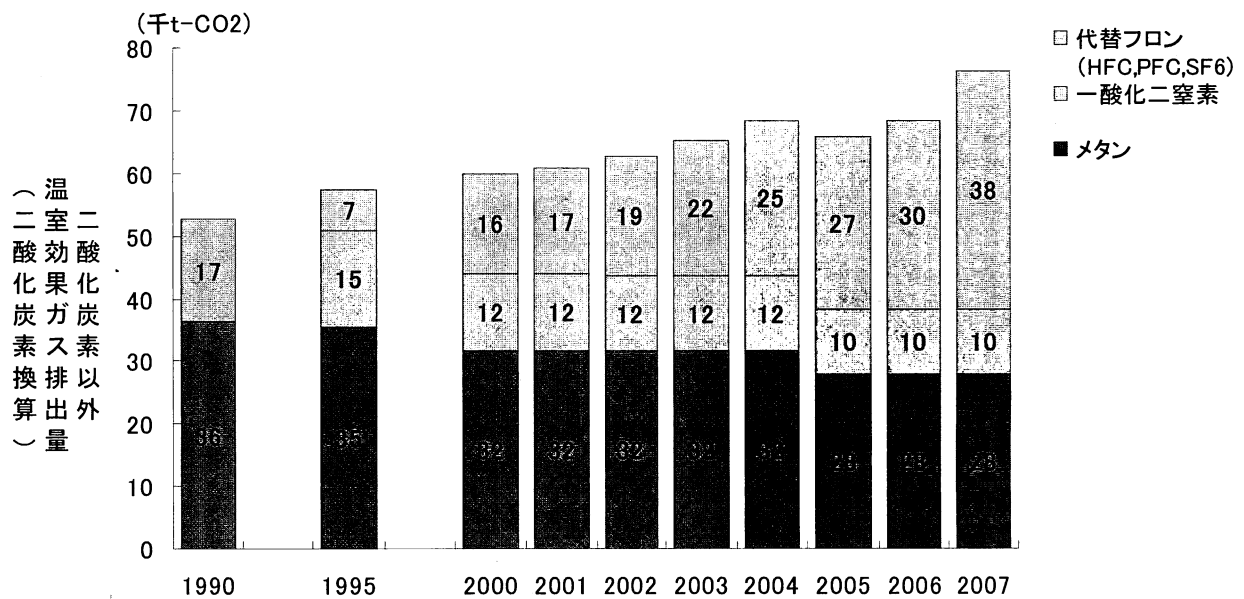
2-5 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の状況

温室効果ガス総排出量の約2%を占める二酸化炭素以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6)の排出傾向を以下に示します。

メタン及び一酸化二窒素からの排出量は、減少する傾向にあります。これは、市内における家畜頭数や水田面積の減少によるものと考えられます。

代替フロン(HFC、PFC、SF6)は、1995(平成 7)年度以降、増加する傾向にあります。冷蔵庫やエアコン等の冷媒関係に用いられる HFC 使用量の増加が、その主な理由として考えられます。

HFC は、エアコンの冷媒として多く利用されていた特定フロンである CFC が、オゾン層を破壊する物質であることが分かったことから、その代替物質として用いられるようになりました。CFC から HFC へ転換されたことに加え、エアコンの普及台数が増えていることなどから、全国的にも HFC の排出量は、増加する傾向がみられます。



▲二酸化炭素以外 温室効果ガスの排出傾向
(代替フロンは 1995 年度以降)

第3章 温室効果ガスの削減目標

3-1 目標設定の基本的な考え方

本市における温室効果ガス削減目標設定の基本的な考え方を示します。

- ① 国、県との整合性を図るため、基準年は、1990(平成2)年度とします。
- ② 岩手県の県都としての役割を認識し、国や県の削減目標達成に貢献する目標とします。
- ③ 「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案」を踏まえ、削減見込量を具体的に積み上げることにより目標を設定します。
- ④ 本市の温室効果ガス排出量の現状を踏まえ、市民、事業者及び市の意欲的取り組みを促す目標とします。

※ただし、代替フロン¹の基準年については1995(平成7)年度の値を用います。

3-2 温室効果ガス排出量の将来推計と削減見込量推計

本市における温室効果ガス排出量の将来推計と削減見込量の推計を次に示します。

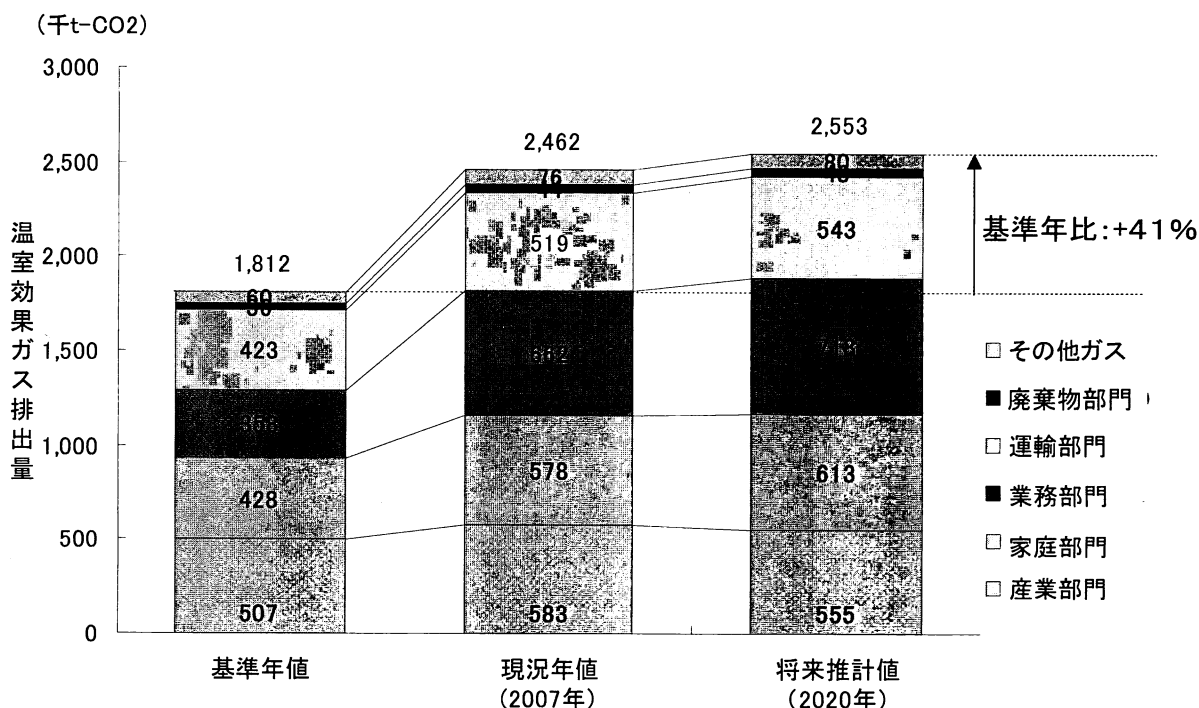
(1) 温室効果ガス排出量の将来推計

現況推計と同じ6物質を対象に、今後、特段の対策を行わない場合(現状推移ケース)の2020(平成32)年度における将来推計を行いました。推計は、各部門における温室効果ガスの排出量と関連性が深いと考えられる算定要素の2020年度における予測値の増減率を2007(平成19)年度の値に乘じることで求めました。

その結果、市域からの温室効果ガス排出量は2020年度にかけて現状よりさらに増加する傾向にあることが明らかとなりました。2007年度において、1990(平成2)年度比で約36%増加していますが、2020年度には2007年度より約4%増加し、1990年度比では約41%増加すると推計されます。

部 門	温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)			増減率	
	基準年値 (1990年)*	現況推計値 (2007年)	将来推計値 (2020年)	(1990→2020)	(2007→2020)
産業部門	507	583	555	9.5%	-4.8%
家庭部門	428	578	613	43.2%	6.1%
業務部門	358	662	718	100.8%	8.5%
運輸部門	423	519	543	28.4%	4.7%
廃棄物部門	36	44	43	19.7%	-2.1%
その他ガス	60	76	80	33.6%	4.3%
合計	1,812	2,462	2,553	41%	4%

*代替フロンについては、1995年度を基準年とする。

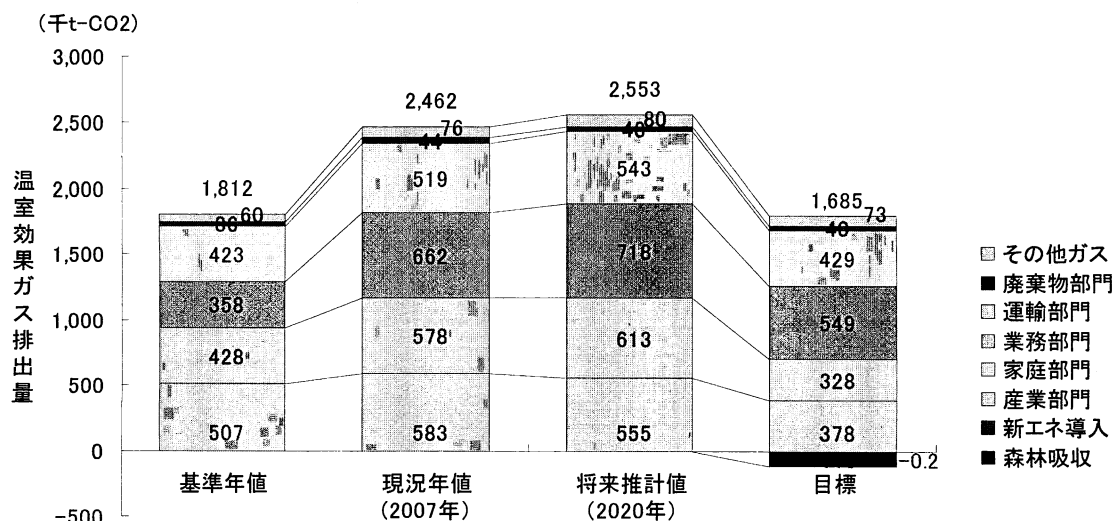


(2) 削減見込量の推計

「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣 小沢鋭仁 試案～(2010(平成22)年3月31日)」などにおいて想定される対策を踏まえつつ、本市の特性に応じた各部門における対策の導入率等から温室効果ガスの削減見込量を推計しました。

部門	主要な対策	具体的な対策内容	導入率 (%)	導入量	削減見込量 (千t-CO ₂)
産業部門	施設や建築物の省エネ	製造業事業所における再生可能エネルギーの導入、省エネ改修	70	-	57
業務部門		第3次産業事業所におけるEMSや省エネ診断を活用した省エネ	70	-	
家庭部門	高効率給湯器の普及	潜熱回収型(エコジョーズ)	40	52,000 戸	30
		ヒートポンプ(エコキュート)	20	26,000 戸	
		コージェネレーション(エネファーム)	10	13,000 戸	
	住宅・建物の高断熱化	新築戸建への導入	70	12,600 戸	18
		既設住宅の改修	20	9,000 戸	
	太陽光発電の導入	戸建住宅への導入	20	13,000 戸	10
	省エネ家電の普及	家電効率の向上※	-	-	51
世帯あたりLED照明を4台導入		70	-	18	
省エネ行動の実践	世帯あたりエネルギー消費量10%削減	100	-	25	
運輸部門(自動車)	クリーンエネルギー自動車の普及	クリーンエネルギー自動車の市内への普及	30	38,000 台	50
	エコドライブの実施	エコドライブ実施率の向上	70	-	38
その他		再生可能エネルギー利用、交通流対策等	-	-	51
森林吸収			-	-	110
東北電力排出係数改善		発電・電力設備の低炭素化・高効率化等	-	-	409
合 計					868

※ほとんどの家電の効率が約35%～45%程度向上すると見込み、買い替えの際には、効率が向上した家電を購入すると想定しています。



3-3 温室効果ガス排出量の削減目標

国及び県では、2020(平成 32)年度における温室効果ガス排出量を 1990(平成 2)年度比で 25%削減*することを目標としています。<次ページの【参考】参照>

※平成22年10月現在、岩手県は県環境審議会において検討中

本市においては、2007(平成 19)年度の温室効果ガス排出量及び2020年度の温室効果ガスの推計排出量が国や県の状況と異なり、増加率が大きいことから国や県と同じように 1990 年度比で 25%削減を目標とすることは現実的ではありません。

本市の削減目標設定に当たっては、国や県の削減目標達成に貢献し、また達成可能な範囲の中で最も野心的な目標を掲げることとします。

《温室効果ガス削減目標》

2020(平成 32)年度における温室効果ガス排出量を

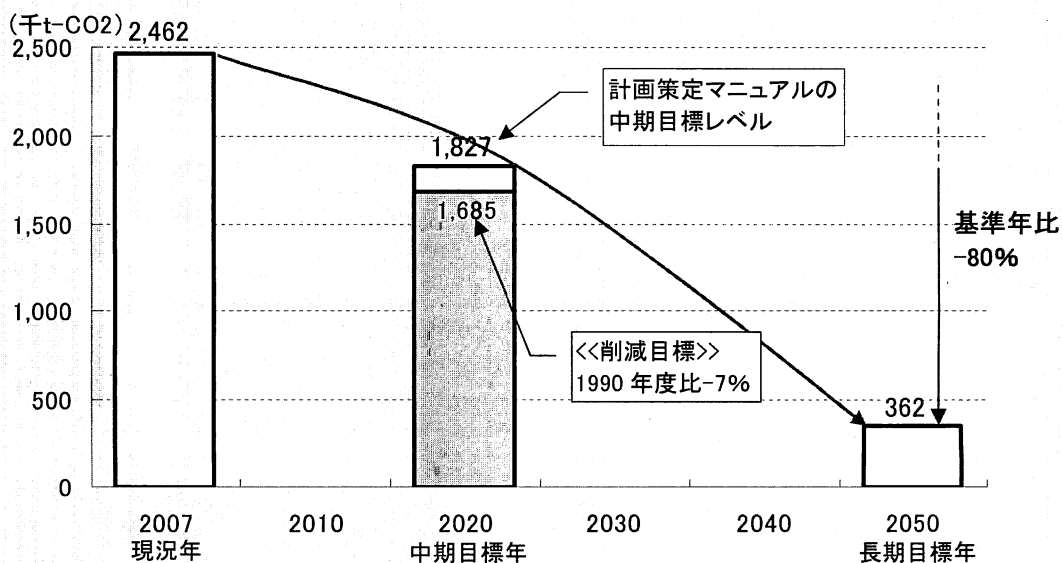
1990(平成 2)年度比で7%削減とします。

(2007(平成 19)年度比 32%削減)

*国は 2007(平成 19)年度比で 31%削減となっていますが、本市の 2007 年度比 32%削減は、実質的に国の削減目標を上回るものとなっています。

【参考】計画策定マニュアルに基づいた中期目標レベルの検討

計画策定マニュアルでは、現況年と長期目標年である 2050 年度の目標値から、中期目標レベルの検討方法が紹介されています。この計画において掲げる 1990(平成 2)年度比 7%削減という中期目標は、計画策定マニュアルの方法により求めた中期目標レベルを上回る削減目標です。盛岡市においては、市民・事業者・市の積極的な取組みによって達成を目指します。

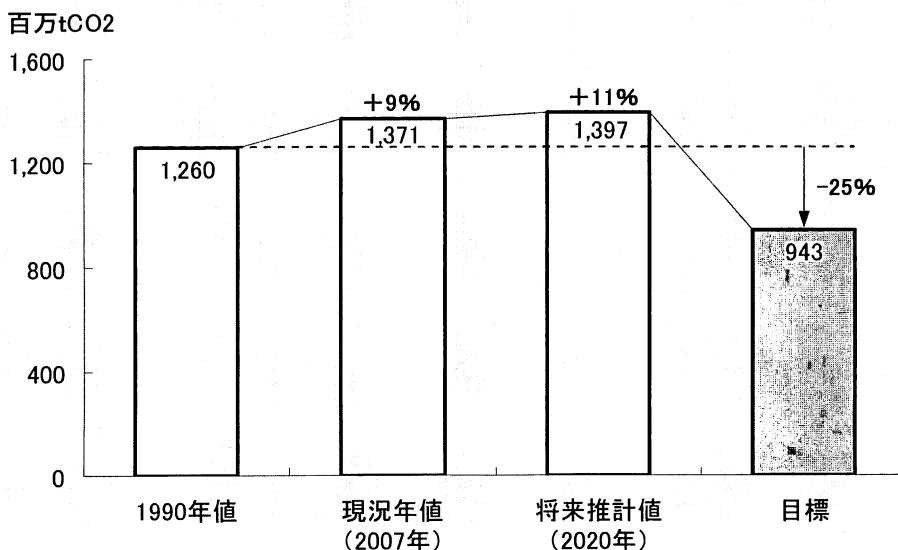


(注)長期目標値は、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案」に掲げられている基準年比 80%削減と設定しました。

【参考】国及び岩手県の削減目標等

国における温室効果ガス排出量は、2007(平成19)年度において1990(平成2)年度比で約9%増加しており、2020(平成32)年度にはさらに約2%増加し、1990年度比では約11%増加すると推計しています。

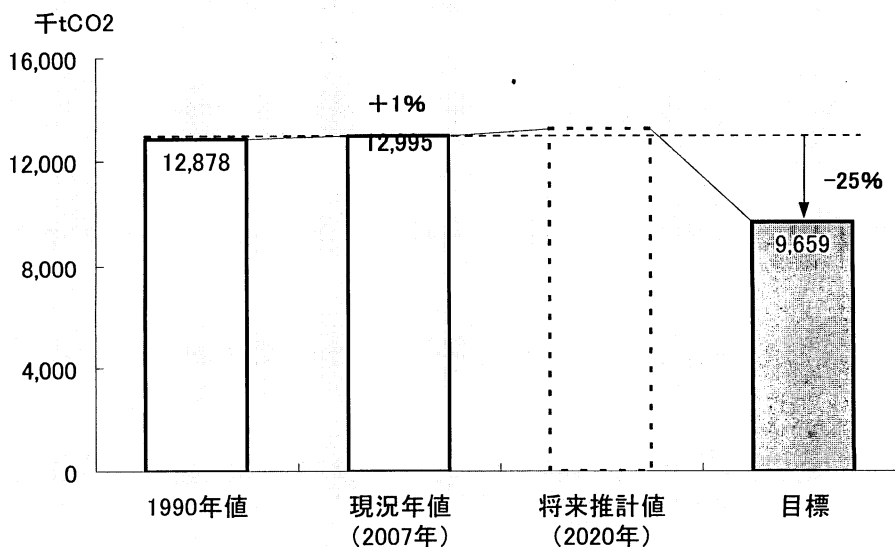
国ではこの状況を踏まえて、2020年度における温室効果ガス排出量を2007年度より428百万t-CO₂削減して31%削減、1990年度比では、25%削減を目指しています。



県における温室効果ガス排出量は、2007(平成19)年度に1990(平成2)年度比で約1%増加していますが、2020(平成32)年度における排出量の推計はまだ公表されておられません。(電力の二酸化炭素排出量算定係数を0.473kg-CO₂/kWhとして計算した場合、2007年度の排出量は、国と同様に約10%程度の増加となるものと推測)

県では、森林吸収による二酸化炭素の削減効果も考慮し、2020年度における温室効果ガス排出量を1990年度比で〇〇%*削減することとしています。

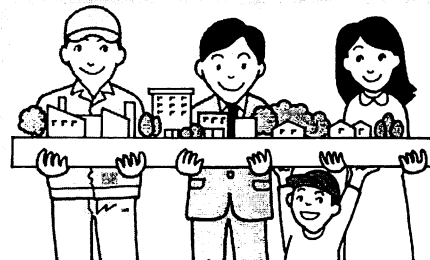
※平成22年10月現在、岩手県は県環境審議会において25%として検討中



第4章 地球温暖化防止に向けた施策の展開

4-1 市民・事業者・市の役割

温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市の各取組主体が、地球温暖化問題に対する認識を共有し、各取組主体が自ら積極的に対策に取り組むとともに、協働・連携して行動することにより相乗的効果が期待されます。



(1)市民の役割

日常生活の中では、主に電気、灯油、ガス、ガソリン(自動車)を利用することに伴って、温室効果ガスが排出されています。市民は、暮らしと地球温暖化問題の密接な関係を正しく理解して、日常生活における省エネ・省資源などに取り組んでいきます。

また、市が実施する施策に協力すると共に、地域での地球温暖化防止活動に参加・協力していきます。

(2)事業者の役割

事業活動では、様々な場面で電気、ガスや自動車の利用などに伴い、温室効果ガスが排出されています。事業者は、事業活動における省エネ・省資源などに取り組むとともに、従業員に対しては、研修や環境教育を通して事業活動と地球温暖化との密接な関係の理解を図るようにします。

また、市が実施する施策に協力すると共に、地域での地球温暖化防止活動に参加・協力していきます。

(3)市の役割

市は、市民・事業者・市の三者が連携して地球温暖化防止の取り組みを進めるための仕組みを整備すると共に、環境教育、啓発事業や情報提供を行います。また、市民や事業者の取り組みを支援する施策を実施します。

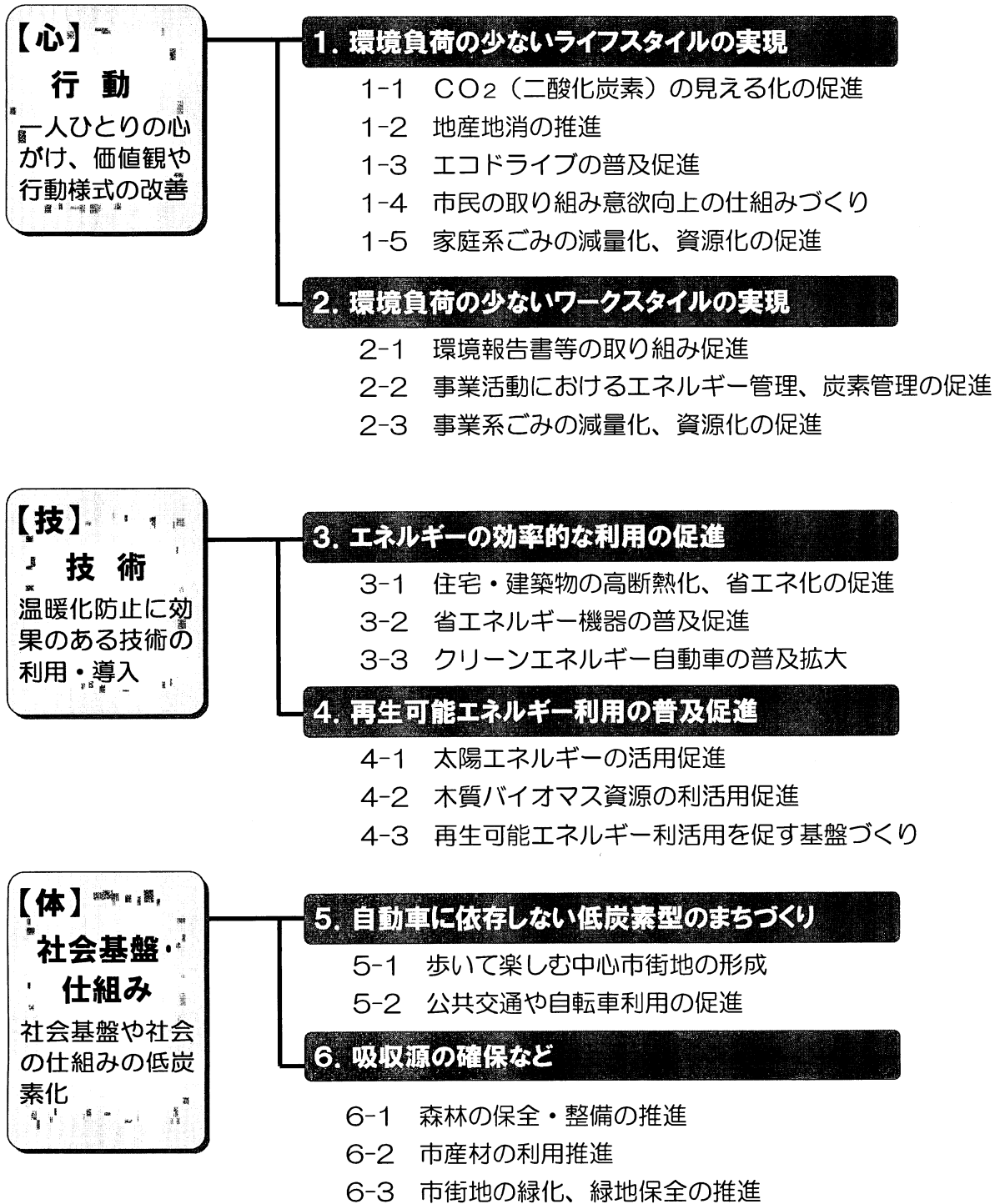
また、本市の自然的・社会的特性を活かし、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や岩手県、事業者等と連携して進めるほか、他の事業者の模範となるように率先して取り組みを行います。

4-2 施策の体系

この計画における施策の体系を「行動(心)」、「技術(技)」、「社会基盤・仕組み(体)」の3つの柱で構成し、地球温暖化対策に向けて総合的なアプローチを展開します。

この計画の施策体系を以下に示します。

また、具体的な施策・事業を次ページ以降に示します。



4-3 施策の展開

基本方針1. 環境負荷の少ないライフスタイルの実現

市民一人ひとりが環境負荷の少ない行動を自ら考え、自ら行動できるように、CO₂(二酸化炭素)の見える化(可視化)等を通じて、一人ひとりの価値観や行動様式を改善し、環境負荷の少ないライフスタイルの定着を図ります。

1.1 CO₂(二酸化炭素)の見える化の促進

本市の温室効果ガス排出量の中でも、特に増加が顕著な家庭部門や業務部門における実効的な取組促進手法の一つとして、「CO₂(二酸化炭素)の見える化」を日常生活の様々な場面において検討します。

市民や事業者が二酸化炭素の排出状況を身近に感じ、削減努力の成果を定量的に理解することで、行動意欲のさらなる促進、取組の輪の拡大につなげます。

具体的な施策・事業

- | | |
|--|-------|
| ● 電気やガス、水等のエネルギー使用量や料金が分かる表示器(省エネナビ等)を活用し、生活の中で消費しているエネルギー使用状況の見える化により、取組意欲の向上を図る。 | 環 境 部 |
| ● 多くの市民の参加を募りながら、新たな環境モニター制度を推進し、家庭での省エネ行動の実践を促進する。 | 環 境 部 |
| ● カーボン・フットプリントに関する情報を提供し理解促進を進めると共に、日常に使用する製品の選択に際して環境からの視点をもつきっかけづくりを図る。 | 環 境 部 |

1.2 地産地消の推進

食料は、産地からの輸送距離が短いほど輸送に伴う二酸化炭素排出量を少なくすることができる(=フードマイレージの考え方)ため、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消を積極的に推進します。

また、地産地消は、二酸化炭素排出抑制に寄与するだけでなく、地域の農業振興、食の安心・安全、食育の推進にも貢献するなど様々なメリットがあります。



▲生産者と消費者との交流事業
「盛岡市農業まつり」

具体的な施策・事業

- | | |
|---|--------------------|
| ● 食卓に地元の食材が多く並ぶように、地場産品の活用をPRする。 | 農 林 部 |
| ● 地場農産物の地元消費拡大及び食の重要性や農業への理解を深めるため、市内小中学校の学校給食等において、地場産品の活用を推進する。 | 農 林 部
教 育 委 員 会 |

1.3 エコドライブの普及促進

アイドリングストップを始めとするエコドライブ(環境に配慮した自動車の運転)は、ドライバー一人ひとりの日頃の心がけで燃料消費量の削減、すなわち二酸化炭素排出量の削減に大きく貢献できる取組の一つです。また、環境負荷削減だけでなく、経済性や安全性もトータルで高める賢いクルマの使い方といえます。

市民や事業者などにエコドライブを普及・定着させ、自動車の燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を削減します。

具体的な施策・事業

- | | |
|--|-------|
| ● 関係機関と連携し、市民が実践するエコドライブ講習会を開催するなどし、環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成を図る。 | 環 境 部 |
| ● エコドライブの実践を誓う「エコドライブ宣言」を募る。 | 環 境 部 |
| ● モニター制度や貸出制度の実施により、エコドライブ支援機器の普及を図る。 | 環 境 部 |

1.4 市民の取り組み意欲向上の仕組みづくり

排出量増加が顕著な家庭部門における二酸化炭素削減に向けた取組の実効性を担保する有効な施策の1つとして、「CO₂(二酸化炭素)の見える化」と同様、市民の取り組み意欲の向上を図る仕組みの導入を検討します。

具体的な施策・事業

● 学校において、教職員と生徒が一体となり省エネ活動に取り組み、その結果削減された光熱水費の一定割合を次年度に学校に還元する仕組みの導入を検討する。(フィフティフィフティプログラム)	教育委員会
● エコポイントやエコマネー(地域通貨)など、温暖化防止に貢献するボランティア活動や購買等に対して経済的なインセンティブを付与する仕組みの導入を検討する。	環境部
● 家庭版ESCO事業について、先進取り組み事例を参考としつつ、本市における仕組みづくりを検討する。	環境部
● 省エネに対する関心を喚起するため、夏季のライトダウンキャンペーンや冬季のキャンドルナイトなどの大規模省エネ運動に積極的に参加を募る。	環境部

1.5 家庭系ごみの減量化、資源化の促進

現在、本市では家庭系ごみのプラスチック製容器包装などの分別収集による資源化を進めており、焼却処理量は減少傾向にあります。

今後も、分別の徹底やレジ袋の削減、生ごみの循環システムの構築等を通じて、家庭系ごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出抑制を図ります。

具体的な施策・事業

● ごみの分別指導によるごみ分別の徹底を図るとともにホームページなどでごみの分別に向けて啓発する。	環境部
● 生ごみ堆肥化容器および生ごみ処理機を活用した生ごみの循環システムの構築を図る。	環境部
● 小売店でのレジ袋削減の取り組みを推進するため、レジ袋使用量削減協力店の認定を促進し、取り組み拡大を図る。	環境部
● ごみ減量やりサイクルに積極的に取り組む小売店を認定する「ごみ減量・リサイクル協力店」の認定、取り組みを促進する。	環境部
● 適正なごみ処理を推進するために必要な経費を精査するとともに、適正な排出者負担に向けた家庭系ごみの処理費用の負担のあり方について継続的に検討する。	環境部

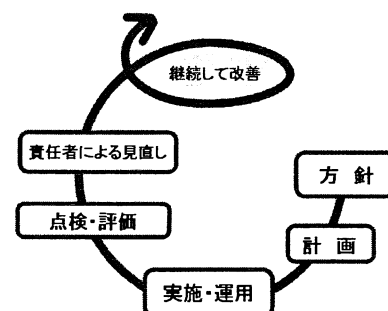
基本方針2. 環境負荷の少ないワークスタイルの実現

本市において高い割合を占める第三次産業を中心に、各企業の環境報告書の作成や各種法規制に基づくエネルギー管理を促進し、事業活動に伴う温室効果ガスの削減を図ります。

2.1 環境報告書等の取り組み促進

市では2005年7月に「いわて環境マネジメントシステム・スタンダード(IES)」の認証を取得し、各庁舎や市立病院等で継続的に取り組んでいます。

このような取り組みを通じて得られたノウハウや経験等を踏まえ、中小事業者等に対する環境マネジメントシステムや環境報告書等の環境管理の取り組みを促進します。



具体的な施策・事業

- | | |
|--|--------------------|
| ● 市が率先して環境マネジメントシステムに取り組み、中小事業者等に対してIESやエコアクション21等の環境マネジメントシステムの普及を促進する。 | 環 境 部
商 工 観 光 部 |
| ● 環境報告書作成の取り組みを支援し、環境報告書作成の普及を促進する。 | 環 境 部
商 工 観 光 部 |

2.2 事業活動におけるエネルギー管理、炭素管理の促進

近年、温室効果ガスを多く排出する大規模な事業所では、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度など、規制的手法により排出抑制が図られています。

一方、本市の事業所の大半を占める中小規模の事業所の多くは、こうした規制的手法の適用を受けないことから、主体的な削減努力を促す仕組みが必要です。

そこで、光熱費等のコスト削減はもとより、企業の経営戦略、成長戦略といった観点からも、事業活動におけるエネルギー管理、炭素管理の必要性を唱え、取り組みの促進を図ります。

具体的な施策・事業

- | | |
|--|-----------------------------|
| ● 情報提供及び勉強会の開催等を通じて、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税等の新たな制度導入に関する対応を促す。 | 環 境 部
商 工 観 光 部
財 政 部 |
| ● 経済関係団体と連携し、中小企業が大企業等の技術・資金の提供を受けて二酸化炭素削減の取り組みを合理的に行う国内クレジット制度の活用促進を図る。 | 環 境 部
商 工 観 光 部 |
| ● ESCO事業や中小企業の省エネ診断の促進を図る仕組みづくりを検討する。 | 環 境 部 |

2.3 事業系ごみの減量化、資源化の促進

事業系ごみの排出量については、盛岡地域、都南地域は減少傾向にあり、玉山区は増減しつつも増加傾向にあります。

事業者に対し、事業系ごみの資源化に向けた取組みを指導するなど、事業系ごみの焼却処理に伴う二酸化炭素の発生抑制に努めます。

具体的な施策・事業

- | | |
|---|-----------|
| ● 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に「廃棄物減量等計画書」の提出を求め、減量や資源化の指導を実施する。 | 環 境 部 |
| ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)により一定規模以上の建設工事についての事業者からの届出のほか、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例による請負者からの届出により建設廃棄物の分別や再資源化の推進の指導を実施し、パトロールによる現場指導を併せて行う。また、解体工事現場におけるフロン類の適切な処理の指導を実施する。 | 都 市 整 備 部 |

基本方針3. エネルギーの効率的な利用の促進

寒冷地で暖房エネルギー需要の高い本市の特性を踏まえ、住宅や建築物の高断熱化を進めるとともに、省エネルギー機器や高効率機器の普及を進めます。また、日常生活での移動手段として重要な自動車については、ハイブリッド自動車や電気自動車等の環境負荷の少ないクリーンエネルギー自動車への転換・普及拡大を図ります。

3.1 住宅・建築物の高断熱化、省エネ化の促進

「住みやすさ日本一」にも選ばれた本市では、核家族化の進行や、人口が急増した昭和40年代の高度経済成長期に建てられた住宅の建て替え時期の到来等もあり、住宅の建設・建て替え需要は今後も一定量が期待できます。

そこで、特に中長期にわたる二酸化炭素の排出抑制が可能となる住宅・建物分野での高断熱化・省エネ化を促進します。

具体的な施策・事業

● 複層ガラス等による住宅の高断熱化を図る省エネ住宅や住宅省エネラベルについて情報提供をすることにより、住宅の省エネルギー化を促進する。	環 境 部
● 工場や事業所、店舗等に対する省エネ診断等の情報提供を通じて、建築物の省エネ改修を促進する。	環 境 部
● 住宅の高断熱化などの省エネ改修工事を実施した既存住宅について、地方税法による固定資産税の減額を継続し、住宅の省エネ改修を促進する。	財 政 部
● 建物の省エネ化を、資金調達から設計・施工・管理まで一括して請け負うESCO事業の公共施設への導入について研究する。また、民間事業所に対しても、情報提供等を通じて普及拡大を図る。	環 境 部 施設管理担当課
● パッシブソーラーシステムやアクティブソーラーシステムなどの情報提供を行い、エコ住宅の普及を図る。	環 境 部
● 情報提供等を通じて、照明や空調の最適運転を行う「BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)」の導入を促進する。	環 境 部
● 住宅等、一定規模建築物の建築時における省エネ法の届出により必要に応じて指導を行う。	都 市 整 備 部
● 老朽化した市営住宅の建て替え時に、省エネや新エネ設備等を複合的に導入し、公営住宅のエコハウス化を行う。	建 設 部

3.2 省エネルギー機器の普及促進

家庭や事業所における有効な省エネ対策として、LED照明や高効率給湯器等の省エネ機器の普及促進を図ります。

具体的な施策・事業

- | | |
|---|---------|
| ● 省エネラベリング制度等について情報提供することにより、高効率給湯器・照明等の省エネルギー機器の普及促進を図る。 | 環 境 部 |
| ● 公共施設において、LED照明等の省エネ機器の導入を推進する。 | 各 担 当 課 |
| ● 電機メーカーや小売店、消費者団体等と連携し、LED照明や電球型蛍光灯の省エネ性を広くPRし、早期に白熱球などから省エネタイプの照明機器への転換を促す。 | 環 境 部 |

3.3 クリーンエネルギー自動車の普及拡大

日常生活での移動手段として重要な自動車について、ハイブリッド自動車への転換や次世代自動車として期待される電気自動車の普及に向けた利用環境整備等を検討するなどし、環境負荷の少ないクリーンエネルギー自動車の普及拡大を図ります。

具体的な施策・事業

- | | |
|--|---------|
| ● ハイブリッド自動車や電気自動車等の優遇制度について情報提供を行い、クリーンエネルギー自動車の普及拡大を図る。 | 環 境 部 |
| ● 電気自動車の利用環境整備について検討する。 | 環 境 部 |
| ● 公用車の更新の際は、クリーンエネルギー自動車を積極的に導入する。 | 各 担 当 課 |

基本方針4. 再生可能エネルギー利用の普及促進

30万人の人口を抱え、戸建て住宅が多く、教育・文化・体育施設等が多く存在する本市の住宅・建物特性を踏まえ、中長期的に政府の政策的支援が期待できる太陽エネルギーの活用を促進します。また、市域に多くの賦存量をもつ地域密着型の未利用エネルギーであるバイオマスエネルギー等の導入を検討します。

4.1 太陽エネルギーの活用促進

太陽光発電は、国や県の補助制度の実施、太陽光発電システムの普及による価格低下、平成21年度に固定価格買い取り制度の導入等もあり、市域の家庭に普及が拡大している。

本市は盆地形状で地形上は日射が遮られる場所が少なく、日照時間も全国平均並みであり、約30万人の人口を抱え戸建て住宅が多く、教育・文化・体育施設等が多数立地する本市の住宅・建物特性を考え、太陽エネルギーのさらなる活用促進に努めます。

具体的な施策・事業

- | | |
|---|---------|
| ● 市の公共施設へ、太陽光発電システムを率先的に導入する。 | 各 担 当 課 |
| ● 市内の住宅や事務所への太陽光発電システムの設置を促進し、また設置費の助成について検討する。 | 環 境 部 |
| ● 市内の住宅に太陽熱利用システムの設置を促進する。 | 環 境 部 |

4.2 木質バイオマス資源の利活用促進

本市は森林面積が市域の約7割を占めており、木質バイオマスは本市にとって持続可能なエネルギー源の一つといえます。そして、家庭のエネルギー需要の約2割が灯油であり、冬場に都市ガス、LPG、灯油を暖房用燃料として大量に消費する寒冷地特有のエネルギー消費特性をもつ本市では、木質バイオマスのペレットやチップ化による暖房用燃料等としての利用拡大が、化石燃料の代替として二酸化炭素排出抑制に寄与するだけでなく、林業や木材産業の振興、木質燃料や燃焼機器等の生産・流通を通じた産業振興にも貢献します。

近年の化石燃料の高騰で木質バイオマス燃料との価格差も縮小してきていることもあり、住宅向けペレットストーブやペレットボイラーの普及拡大など、さらなる利活用促進に努めます。

具体的な施策・事業

● 市の公共施設や学校等へのペレットストーブやペレットボイラー、チップボイラー等の導入を推進する。	環 境 部 各 担 当 課 教 育 委 員 会
● 薪ストーブやペレットストーブに対する普及促進策を研究する。	環 境 部 農 林 部
● 木質バイオマス利用による環境価値を評価し、利用者へインセンティブを付与する仕組みを検討する。	環 境 部
● 寒冷地ならではの新エネルギーとして、雪氷冷熱エネルギーの農業施設での冷房利用等の利用可能性について調査・検討します。	環 境 部 農 林 部

4.3 再生可能エネルギー利活用を促す基盤づくり

再生可能エネルギーの市内への導入を、今後加速的に進めていくためには、国等の補助制度に依存した経済的なインセンティブだけでは限りがあります。

そこで、市民や事業者、民間団体等の意欲や資金、ノウハウ等を活かした再生可能エネルギーの利活用を促す基盤づくりに努めます。

具体的な施策・事業

● 国内クレジット制度を活用し、一般家庭での太陽光発電の自家消費による環境価値をバンドリング(取りまとめ)してクレジット化する取り組みを推進する。	環 境 部
● 市民の再生可能エネルギーに対する関心を喚起することを目的として、パネル展などの啓発イベントを通じた普及啓発を実施する。	環 境 部
● 市民やNPO、地域コミュニティ等が共同で出資して発電設備を設置する市民参加型共同発電事業の取り組みを促進する。	環 境 部
● グリーン電力活用を促進する。	環 境 部
● 地域で利用可能な再生可能エネルギーを活用したビジネスの事業化支援を検討する。	商 工 観 光 部

基本方針5. 自動車に依存しない低炭素型のまちづくり

「盛岡市都市計画マスタープラン」や「もりおか交通戦略」等で定めた中長期的な都市・交通計画の施策を基本とし、歩行者や自転車利用者が回遊しやすく、歩いて楽しめる中心市街地の形成をめざすとともに、公共交通の充実・利便性向上や各種自転車施策を通じた通勤時のマイカー利用の抑制、公共交通や自転車への転換を図ります。

5.1 歩いて楽しむ中心市街地の形成

「盛岡市都市計画マスタープラン」や「もりおか交通戦略」等で定めた中長期的な都市・交通計画の施策を基本とし、歩行者や自転車利用者が回遊しやすく、歩いて楽しめる中心市街地の形成をめざします。

具体的な施策・事業

- | | |
|---|------------|
| ● 中心市街地における歩道や自転車走行空間を拡充し、徒歩や自転車での回遊性の向上を図る。また、中心市街地の回遊に適したバス路線の導入について検討する。 | 建設部 |
| ● レンタサイクル事業を推進する。 | 建設部 |
| ● 市役所において、意識啓発により、通勤手段を自動車から自転車への転換を促す。市役所が率先垂範し、市内中心部の事業所へ普及を図る。 | 総務部
環境部 |

5.2 公共交通や自転車利用の促進

公共交通の充実・利便性向上や各種自転車施策を通じた通勤時のマイカー利用の抑制、公共交通や自転車への転換を図ります。

具体的な施策・事業

- | | |
|---|-----|
| ● 各地域と中心市街地を結ぶ公共交通軸の充実・強化により、公共交通機関の利用促進を図る。 | 建設部 |
| ● 自転車利用の多い主要な地区において、自転車走行空間の確保や駐輪場の整備等により、自転車利用環境を改善し自転車の利用促進を図る。 | 建設部 |
| ● 市民や事業者への情報提供や啓発等によって自動車から公共交通への自発的な転換を促すモビリティマネジメントの取り組みを推進する。 | 建設部 |

基本方針6. 吸収源の確保など

森林面積が市域の約7割を占める本市の自然的特性を温暖化対策に活かすため、森林組合や市民・事業者等との連携のもと、地域の森林資源を保全・整備するとともに、地場産材の利用拡大を図り、森林の整備需要を喚起し、吸収源の確保を図ります。

また、市街地については、今ある緑の適正な維持管理を行うとともに、新たな緑を育てることで温暖化防止を進める意識の醸成を図ります。

6.1 森林の保全・整備の推進

森林面積が市域の約7割を占める本市の自然的特性を温暖化対策に活かすため、森林組合や市民・事業者等との連携のもと、地域の森林資源の保全・整備に努めます。

具体的な施策・事業

- | | |
|---|---------|
| ● 公有林経営計画に基づき、市有林の保育・間伐を推進する。 | 農 林 部 |
| ● 民有林における市民団体等との協働協定による整備を促進する仕組みを検討する。 | 農 林 部 等 |
| ● 民有林の適切な除間伐や伐採跡地への再造林を促進する。 | 農 林 部 |
| ● 林業者の担い手の育成を推進する。 | 農 林 部 |

6.2 市産材の利用推進

森林の整備需要を喚起するため、市産材の利活用の拡大を図ります。

具体的な施策・事業

- | | |
|---|-------|
| ● 市営建設工事等における市産材利用を推進する。(仕様書に「市産材利用」の努力規定を明記、市産材の証明として岩手県産材産地証明書等を利用) | 農 林 部 |
| ● 市民に対し、市産材を利用することへの意義を普及し、森林・林業関係団体と協働して市産材利用推進を働きかける。 | 農 林 部 |
| ● 木造建築の推進および内装・外装材への市産材利用を民間団体と協働して働きかける。建築分野以外の用途についても木材製品の利用を働きかける。 | 農 林 部 |
| ● 木材供給側の素材生産者団体を中心に、市産材の安定的な供給ができる体制づくりを行う。 | 農 林 部 |
| ● 市内および近隣市町村の各種木材生産加工施設に市産材製品の供給体制の整備促進を行う。 | 農 林 部 |
| ● 住宅設計・施工関係者に対して市産材情報を提供し、住宅等に市産材の利用を促す。 | 農 林 部 |

6.3 市街地の緑化、緑地保全の推進

市街地の特性に応じて、今ある緑を適正な維持管理により守るとともに、新たな緑を育て、身近にある緑を活用することで、暮らしの中に温暖化防止の意識の定着を図ります。

具体的な施策・事業

- | | |
|---|---------|
| ● 街路樹の設置箇所、樹種、樹高、植栽年などをまとめた街路樹データベースを整備し、計画的に街路樹の維持管理を行う。 | 都市整備部 |
| ● 市民、町内会、ボランティア団体、事業者などが街路樹の里親となり管理する、「街路樹アダプトプログラム(里親制度)」を創設し、街路樹の健全育成を図る。 | 都市整備部 |
| ● 地域の緑や花壇の維持管理を行っている団体に、「盛岡市グリーンバンク」などと連携し支援を行い、質の高い地域の緑の創出を図る。 | 都市整備部 |
| ● ある程度の広さを持つ余剰地は、グリーンプロットとして整備し、開設状況などをホームページにより周知する。 | 都市整備部 |
| ● 様々な生物の生息・生育空間や、防災や良好な景観の形成などの機能を持つ重要な民有緑地について、所有者の理解のもとに保全につとめる。 | 環境部 |
| ● 開発行為で緑地が整備される場合には、適正に緑地が確保されるよう指導し、良好な民有緑地の創出に努める。 | 都市整備部 |
| ● 「(社)岩手県緑化推進委員会盛岡支部」などと連携しながら、官公庁施設、教育施設、公営住宅などにおいて、良好な緑の維持・保全を図る。 | 公共施設所管課 |

4-4 重点施策

盛岡市域の温室効果ガス削減目標の達成に向け、特に効果が期待できるもの、市の役割が特に大きいものを重点施策として位置づけ、実効性のある行動計画(具体的な取組、各取組主体の役割、目標等)とします。

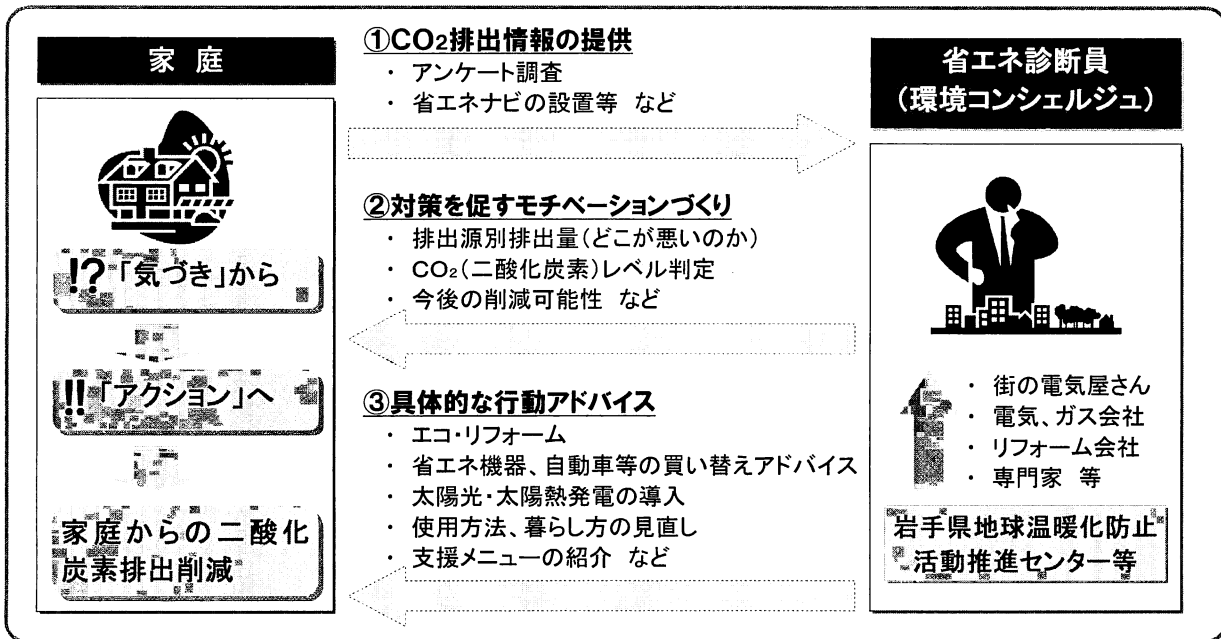
◆重点施策

区分	基本方針	重点施策
【心】 行動	1. 環境負荷の少ない ライフスタイルの実現	① 家庭向け省エネ診断の推進 ② 環境学習教材の開発
	2. 環境負荷の少ない ワークスタイルの実現	③ 中小企業の省エネ診断の推進 ④ 環境報告書作成の推進
【技】 技術	3. エネルギーの効率的な 利用の促進	⑤ 公共施設の省エネルギー化、再生可能エネルギー設備の率先導入と効果の検証
	4. 再生可能エネルギー等 の普及促進	⑥ 建物の高断熱化、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する技術・設備の導入効果の周知・啓発
【体】 社会基盤・ 仕組み	5. 自動車に依存しない 低炭素型のまちづくり	⑦ 公共交通の利便性向上及び 自転車利用環境の整備
	6. 吸収源の確保	⑧ 二酸化炭素吸収源である森林の整備 ⑨ 森林資源を活用する仕組みづくりの推進

重点施策1. 家庭向け省エネ診断の推進

■施策の概要、ねらい

二酸化炭素排出量の増加が著しい家庭からの排出抑制に向け、家庭におけるエネルギー使用状況、二酸化炭素排出状況について専門家が省エネ診断を行い、各家庭の二酸化炭素の排出実態と適切な行動に関する情報を提供します(CO₂の見える化)。きめ細やかな情報を提供することで、「気づき」から「アクション」へ結びつけ、家庭での排出削減行動の定着・加速を進めます。家庭に派遣する省エネ診断の専門家は、平成23年度から環境省が導入を予定している「環境コンシェルジュ制度」の活用を想定しています。



■各取組主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断を受診し、我が家の二酸化炭素排出に関する特性や今後の削減可能性についてアドバイスを受けます。 アドバイスに基づいて省エネ機器の設置や暮らし方の見直しなどを実践します。 実際に受診した人は、周囲の知人や友人も誘い、取組の輪を広げます。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> 県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、市民に対して省エネ診断の受診を促進します。 実際の省エネ診断の受診事例や体験談などを広く市民に紹介するなどし、取組の輪の拡大を図ります。

■目標




項目	現況(2007年)	目標(2020年)
家庭向け省エネ診断受診世帯数	—	2,500世帯(累計)

重点施策2. 環境学習教材の開発

■施策の概要、ねらい

地球温暖化防止に向けた取組を地域から実践していくためには、取り組む一人ひとりが地球温暖化問題を自分たちの問題ととらえ、環境負荷の少ない行動に主体的に取り組むための基盤をつくる環境教育・環境学習が重要です。

そうした環境教育・環境学習を促進するツールとして環境学習教材を開発し、各取組主体への普及を図ります。教材は、地域に根ざした内容とし、本市の温室効果ガス排出に関する特徴や課題、本市が行う温暖化防止の取組などを交えながら、各取組主体における地球温暖化問題への理解促進、取組意欲の向上、行動促進などに資する内容とします。

目的・ねらい	教材の内容(イメージ)	提供媒体	対象主体
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化問題への理解向上(正しい現状認識、危機意識の共有) 盛岡市が取り組む温暖化対策に対する理解 地球温暖化防止に向けた取組意欲の向上 日常における地球温暖化防止の行動促進 …など 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化はなぜ起こるのか(原因、メカニズム) このまま温暖化が進むとどうなるか 盛岡市でも起きている地球温暖化の影響 盛岡市が取り組む地球温暖化対策 私たちがやるべきこと(取組チェックリスト)等 	 冊子  DVD  Webサイト	<ul style="list-style-type: none"> 小学生向け 中高生向け 大学生向け 成人向け 主婦・女性向け 高齢者向け 市内事業者向け …など

■各取組主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、市が提供する環境学習教材などを利用して、理解の向上、行動の実践に努めます。
学校	<ul style="list-style-type: none"> 市が提供する環境学習教材、副読本などを活用した環境教育を進めます。 出前講座などの制度を活用し、地域に根ざした環境学習を推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、市が提供する環境学習教材などを利用して、職員への環境教育、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした地球温暖化防止に関する環境学習教材を開発・作成し、対象とする取組主体に広く周知し、環境学習における利活用を促します。 開発した環境学習教材を利用した出前講座を積極的に行います。

■目標

項目	現況(2007年)	目標(2020年)
環境学習教材を利用した人数	—	30,000人

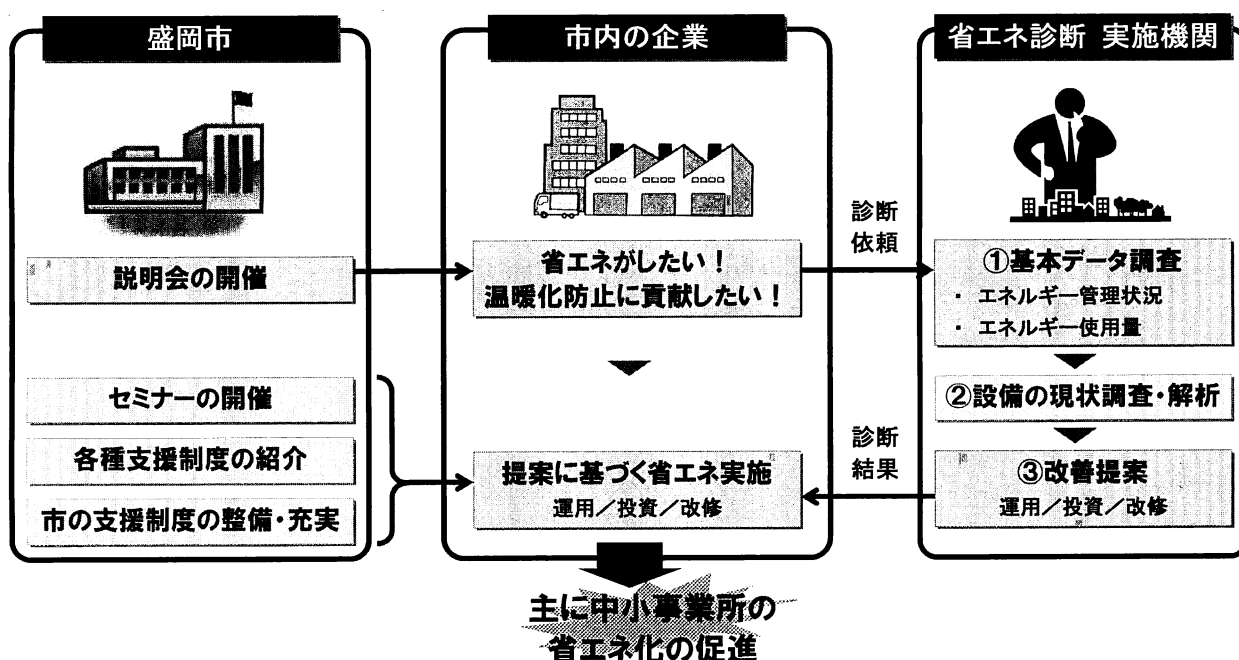
重点施策3. 中小企業の省エネ診断の推進

■施策の概要、ねらい

本市には大規模製造業の集積は少ないものの、県内における政治や経済の中心地としてサービス産業が集積し、市内従業者数の約8割が第3次産業に従事しています。市内事業所の多くは中小規模であり、大規模事業所のように温室効果ガス算定・報告・公表制度などの法規制による管理・報告義務の対象にもなっていないところが多いため、特に二酸化炭素排出量やエネルギー使用量の管理は大規模事業所ほど厳密ではないと想定されます。

実際、業務部門は本市の温室効果ガス排出量全体の約3割を占め、基準年以降、2007(平成19)年度までに約85%も増加しており、今後の排出抑制対策が必要です。

上記の背景を踏まえ、主に中小規模の事業所を対象とし、公的機関が実施する無料省エネ診断の受診を通じた省エネ活動や省エネ改修などの取組促進に努めます。



■各取組主体の役割

- | | |
|---------------|---|
| 事業者
(主に中小) | <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー診断を受診するとともに、市や国、県等の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修の実践に努めます。 |
| 盛岡市 | <ul style="list-style-type: none"> 商工団体と連携するなどし、事業者向けの説明会や省エネ診断結果を利用した省エネの進め方に関するセミナーの開催、省エネ改修に利用可能な支援制度の紹介などで事業者の省エネの取組を支援します。 事業者の省エネ投資・省エネ改修を促進するための支援制度の整備・充実を図ります。 |

■目標

項目	現況(2007年)	目標(2020年)
省エネ診断受診企業数	—	460社(累計)

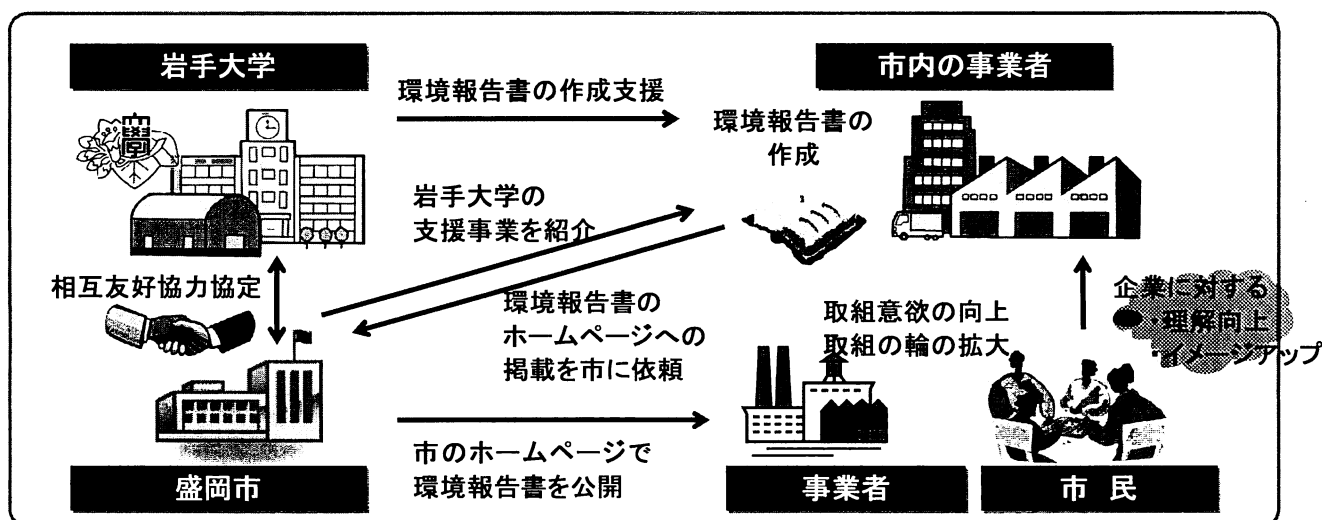
重点施策4. 環境報告書作成の推進

■施策の概要、ねらい

平成16年に環境配慮促進法が制定されて以降、国において環境報告書のガイドライン等の整備が進んだこともあり、多くの企業が事業活動に伴う環境負荷の現状や環境保全の取り組みなどを環境報告書を通じて公表するようになりました。

環境報告書は、環境への取り組みに対する社会的説明責任を果たし、利害関係者による環境コミュニケーションを促進し、事業者の環境保全に向けた取り組みの自主的改善とともに社会からの信頼を勝ち得ていくことに役立つものです。また、取り組みの公表を通じて他の事業者の意欲を刺激するなど、取り組みの環の拡大が期待できます。

上記を踏まえ、本市では、環境報告書の作成を通じた市内企業の環境配慮行動の促進を目的として、岩手大学と連携した市内企業の環境報告書作成支援事業を実施します。



■各取組主体の役割

- | | |
|-------------|--|
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 事業活動における環境配慮行動を実践します。 岩手大学の学生の支援を得るなどして、環境報告書を作成・公表します。 環境報告書を通じた利害関係者との環境コミュニケーションに努めます。 |
| 岩手大学 | <ul style="list-style-type: none"> 岩手大学が行う『「π字型」環境人材育成プログラム』の講義の一つ、「環境マネジメント実践演習」の一環として、学生が授業で培った環境報告書に関する十分な理解を踏まえ、盛岡市周辺の中小企業の環境報告書の作成を支援します。 |
| 盛岡市 | <ul style="list-style-type: none"> 市内企業の環境報告書を閲覧できるサイトを市のホームページ内に設け、企業の取り組みを市民へ周知し、企業の取り組み意欲の向上を図ります。 岩手大学との相互友好協力協定に基づく事業として、環境報告書の作成にあたり支援が必要な企業については、岩手大学の作成支援事業の活用を促します。 |

■目標

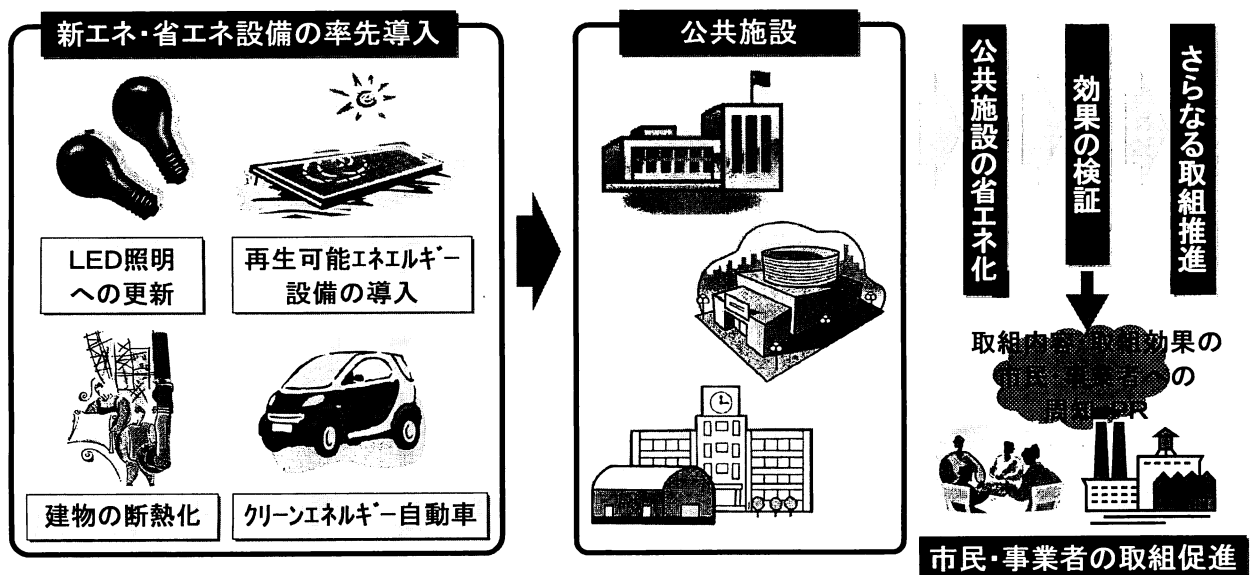
項目	現況(2007年)	目標(2020年)
環境報告書作成企業数	—	330社

基本方針3. エネルギーの効率的な利用の促進
 基本方針4. 再生可能エネルギー等の普及促進

重点施策5. 公共施設の省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の率先導入と効果の検証

■施策の概要、ねらい

温室効果ガスの排出を削減するためには、日頃の省エネ行動はもとより、エネルギー使用機器を最新のものに更新する、或いは再生可能エネルギー設備を導入して既存エネルギーの代替を進めるなどのハード面での取組が効果的です。そのため、公共施設において照明設備のLEDへの更新、建築物の断熱化を図るなどとともに、本市の地域特性を生かした再生可能エネルギーとしての太陽光発電設備の導入や木質バイオマスの利用を進め、その導入効果を検証し、それを市民や事業者に広く周知することにより、市民や事業者における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や住宅・建物の高断熱化を促進します。



■各取組主体の役割

盛岡市 ・ 市は市有施設において再生可能エネルギーや省エネ型の高効率機器等の率先導入を進めるとともに、その効果を検証し、結果を市民や事業者に周知します。

■目標

項目	現況(2007年)	目標(2020年)
市の公共施設への省エネルギー設備導入による二酸化炭素削減効果	—	2,416t-CO2 削減
市の公共施設への再生可能エネルギー設備導入による二酸化炭素削減効果	23t-CO2 削減	106t-CO2 削減

基本方針3. エネルギーの効率的な利用の促進

基本方針4. 再生可能エネルギー等の普及促進

重点施策6. 建物の高断熱化、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する技術・設備の導入効果の周知・啓発

■施策の概要、ねらい

「住みやすさ」について評価の高い本市(時事通信社の「くらしと環境に関する世論調査」で、2004・2005年度連続日本一)では、核家族化の進行や、人口が急増した昭和40年代の高度経済成長期に建てられた住宅の建て替え時期の到来等もあり、住宅の建設・建て替え需要は今後も一定量が期待できます。また寒冷地である本市における、住宅・建物の断熱化や省エネ化は中長期にわたる二酸化炭素排出抑制を可能にすることから、住宅・建物の断熱化や最新の省エネ型の高効率機器の導入を促進することが必要です。そのためには、建物の断熱化、各種設備の導入効果として、二酸化炭素排出量の削減効果や設備の導入経費及び維持管理経費等をわかりやすく情報提供することが必要です。

市では、国、県、環境団体、工務店などから提供される情報の収集・分析、また市の率先導入に基づく効果の検証を行い、環境啓発イベント、環境学習教材、パンフレット等の配布などを通じて、よりきめ細かでわかりやすい情報提供を行うことや各種相談に応じることのできる支援体制により、市民や事業者における建物の高断熱化、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入促進を図ります。

■各取組主体の役割

- | | |
|---------------------|---|
| 市民・事業者 | ・ 市の率先導入効果や提供される情報を参考とし、また家庭向け省エネ診断【重点施策1】、事業者向け省エネ診断【重点施策3】の受診等を契機として、断熱化、省エネ機器等の導入を進めます。 |
| 工務店など
(販売店などを含む) | ・ 工務店などの住宅関連事業者(省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の販売店等を含む。)は、市と連携し、事業活動を通じた各種説明会やイベント実施に参加し、建物の高断熱化、各種設備の普及・拡大に貢献します。 |
| 盛岡市 | ・ 市民や事業者へ市の公共施設における率先導入の取組状況やその効果【重点施策5】を周知し、省エネ型住宅や省エネルギー設備の普及・拡大を図ります。
・ 各種情報の収集・分析を行い、わかりやすい資料をもって情報提供、相談に応じることのできる支援体制を整備します。
・ 住宅・建物分野における温室効果ガス排出抑制に関する市独自の支援策を検討します。 |

■目標

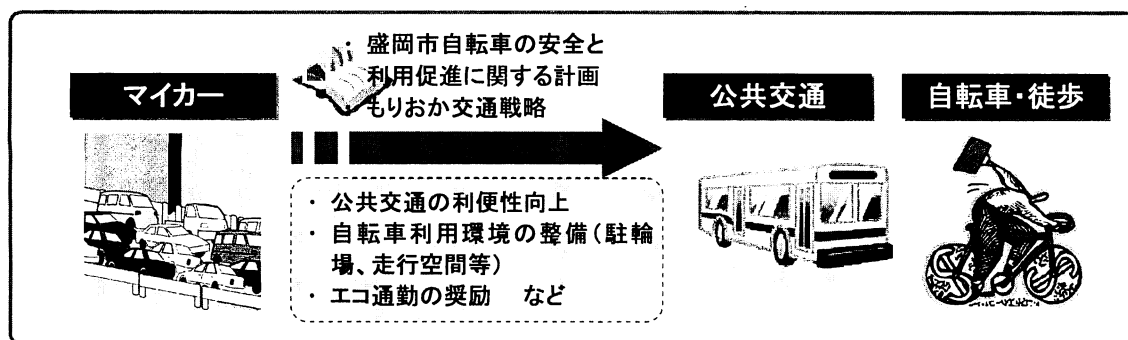
項目	現況(2007年)	目標(2020年)
家庭での太陽光発電システムの導入件数	—	13,000戸(累計)
長期優良住宅の認定件数	—	10,500戸(累計)

重点施策7 公共交通の利便性向上及び自転車利用環境の整備

■施策の概要、ねらい

本市では、平成19年7月に策定した「盛岡市総合交通計画」において、『自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車への転換を図る』方針を打ち出しています。

この方針を具体化するために平成19年11月に策定した「盛岡市自転車の安全と利用促進に関する計画」及び平成21年10月に策定した「もりおか交通戦略」に基づき、各地域と中心市街地を結ぶ公共交通軸の充実・強化を図るとともに、自転車利用の多い地区を中心に自転車利用環境の改善に取り組み、自家用車利用から公共交通や自転車への転換を促進します。



■各取組主体の役割

- | | |
|------------|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 通勤や買い物等の市内移動時の移動手段を、自家用車から公共交通機関や徒歩・自転車へ転換を検討し、実践します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 通勤時の公共交通機関や徒歩・自転車の利用を奨励します。 事業活動における市内の短距離移動や鉄道駅へのアクセス等に際しては、自動車利用を控え、徒歩・自転車や公共交通機関の利用に努めます。 事業者が設置する施設の利用者や従業員等のため駐輪場の確保に努めます。 従業員に対し、自転車の安全利用や適切な管理について啓発に努めます。 |
| 盛岡市 | <ul style="list-style-type: none"> 各地域の状況に応じて、バスや鉄道の利便性向上に努めます。 自転車走行空間の拡充や駐輪場の確保に努めます。 自転車の安全利用や放置防止について、関係機関と協力しながら取り組みます。 市役所において、通勤手段を自動車から公共交通や自転車へ率先して転換します。 |

■目標

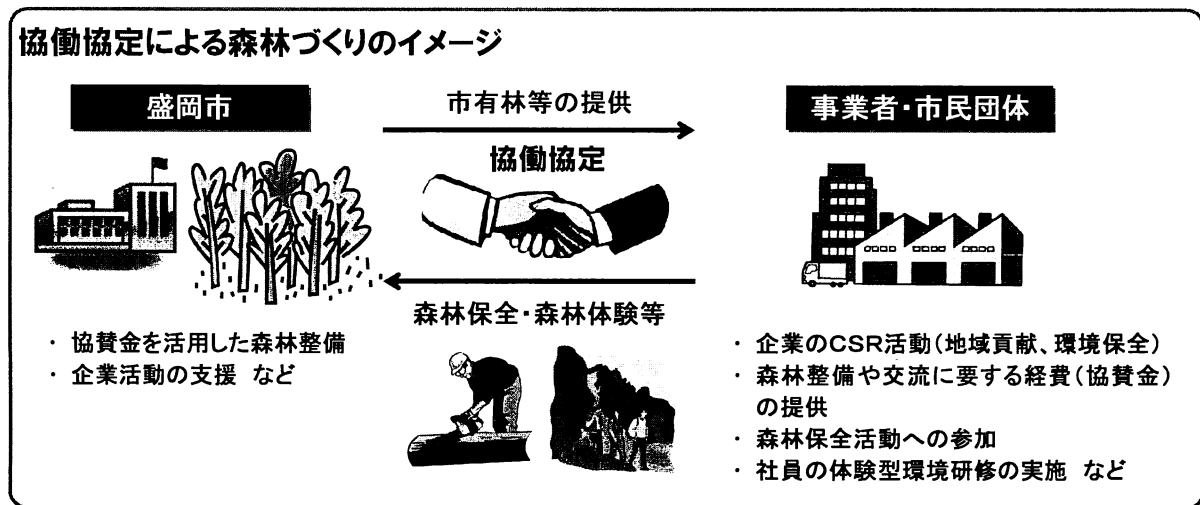
項目	現況(2007年)	目標(2020年)
通勤時における自動車の交通利用分担率	62.9%(2009年)	60.9%(2014年)
「自転車で快適に移動できる」と思う市民の割合	34.4%	38.0%(2014年)

重点施策8. 二酸化炭素吸収源である森林の整備

■施策の概要、ねらい

平成13年7月の森林法改正に伴い、森林政策が木材生産を主体とした政策から、地球温暖化防止など森林の多面的機能の持続的な発揮を図るための政策に転換したことに伴い、我が国の森林整備は、重視すべき公益的機能に応じたエリア区分に従い、それぞれの持ち味を活かすように森林づくりが進められてきました。

本市においても、平成18年3月に策定された「盛岡市森林整備計画」に基づき、森林区分に応じた適切な森林施業を推進し、本市の森林が有する二酸化炭素吸収機能の維持・向上に努めます。



■各取組主体の役割

- | | |
|------------|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林がもたらす様々な公益的機能の理解に努めます。 ・ 市が行う協働協定による森林整備に関心を持ち、積極的に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が行う協働協定による森林整備に関心を持ち、積極的に参加します。 |
| 盛岡市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有林経営計画に基づき、市有林の保育・間伐を推進します。 ・ 市有林や民有林について市民団体等との協働協定による整備を促進する仕組みを検討します。 ・ 民有林の適切な除間伐や伐採跡地への再造林を促進します。 |

■目標

項目	現況(2007年)	目標(2020年)
施業が行われた民有林の面積	665ha(2009年)	850ha(2014年)

重点施策⑨ 森林資源を活用する仕組みづくりの推進

■施策の概要、ねらい

市域の7割以上を占める森林の約半分が人工林(人が植えたもの)ですが、木材価格の低迷や地元産の木材需要が少ないことなどにより、十分に活用されていません。そのため、森林所有者による間伐や保育が適切に行われず、森林のもたらす二酸化炭素吸収能力や山崩れ・洪水防止などの公益的機能の低下が懸念されています。

そこで、木材利用推進を図ることにより森林資源を循環させ、間伐などの森林の手入れを促進させることを目的として、平成19年2月に策定した「盛岡市木材利用推進方針」に基づき、木材利用を進め、森林資源の循環を促していきます。林業や木材産業の活性化だけでなく、市の貴重な環境資源を守るうえでも、市産材の利用拡大を図ります。

■各取組主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林がもたらす様々な公益的機能の理解に努めます。 ・ ペレットストーブやチップボイラー等、木質バイオマス燃料の利用を検討します。 ・ 住宅を新築・改築する際は、構造の木造化、市産材の利用を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材供給側の素材生産者団体を中心に、市産材の安定的な供給ができる体制を構築します。 ・ 住宅設計・施工関係事業者は、市産材に関する情報を入手し、市産材の利用を積極的に検討します。 ・ 工場や事業所、店舗等の新築・改築の際は、構造の木造化、市産材の利用を検討します。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営建設工事等の発注に際しては、仕様書に「市産材利用」の努力規定を明記し、市産材の利用を促進します。 ・ 市内及び近隣市町村の各種木材生産加工施設で作られる市産材製品の供給体制の整備を促します。 ・ 森林・林業関係団体と協働し、市民に対して市産材利用の意義の周知・浸透に努めます。 ・ 市産材を利用した住宅建設への支援を検討します。 ・ 間伐作業、間伐材搬出の経費を支援します。 ・ 関係団体等が実施する市産材利用の普及宣伝の取組を支援します。

■目標

項目	現況(2007年)	目標(2020年)
地域材利用量	22,325 m ³ (2009年)	35,000 m ³ (2015年)

第5章 実効性のある計画とするために

5-1 推進体制

地球温暖化防止の取り組みに当たっては、各取組主体間および市内部の連携・協力を図ることとし、この計画の実効性を確保していきます。

(1) 市民・事業者と市の連携・協働

市は、有識者や市内の事業者、市民、市民団体、関係行政機関、岩手県地球温暖化防止活動推進員、岩手県地球温暖化防止活動推進センター等の各取組主体で構成される推進組織を整備し、各取組主体の連携・協働のもと、計画の推進に努めます。

(2) 市内部の横断的な連携・合意形成

この計画で定める盛岡市の地球温暖化対策は、環境分野に限らず、都市整備や産業、教育など、様々な行政分野にまたがります。よって、実効性を伴う計画推進のためには、庁内の横断的な連携と合意の下に進めていくことが不可欠です。そのため、本市の環境施策の庁内推進組織である「環境基本計画推進委員会」において、各部局等の地球温暖化対策に関連する計画や事業・施策との連携の確保、施策実施状況の把握や情報交換の実施など、全庁が一体となり取組を推進します。

(3) 国、岩手県及び周辺自治体との連携・協力

地球温暖化防止の取り組みは、県内唯一の地球温暖化対策実行計画の策定都市として市域のみならず広域的な視点に立って取り組みを進めることとします。

特に、自動車の利用抑制や公共交通機関の利用促進、森林の保全・整備など、広域的視点から取り組むことが効率的かつ効果的な対策については、岩手県や周辺自治体と連携して推進していくとともに、積極的に情報交換や意見交換を図ります。

また、本市は盛岡都市圏の中核都市であり、都市圏を構成する周辺自治体との連携や情報交換等を通じ、都市圏全体での温暖化対策を積極的に牽引します。

(4) 地球温暖化防止活動推進員、岩手県地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

市は、温対法に基づいて任命されている地球温暖化防止活動推進員や、県内の温暖化対策の中心拠点となる岩手県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、幅広い取組主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する相談・助言、人材育成、調査等を推進します。

(5)各種行政計画との連携・調整

この計画は、盛岡市域で取り組む地球温暖化対策に関する基本計画です。他の行政計画においても地球温暖化防止に関連する部分については、この計画と整合が図られている必要があり、必要に応じて連携・調整します。

■この計画において整合性を考慮した主な関連計画

盛岡市総合計画	盛岡の将来を築くための新しいまちづくりの指針となる計画
盛岡市環境基本計画	総合計画を環境面で補完し、環境行政のマスタープランとなる計画
盛岡市地域 新エネルギービジョン	環境への負荷が少ない新エネルギーの導入を推進するための計画
盛岡市 都市計画マスタープラン	望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、将来のまちづくりへ向けた基本方針
盛岡市総合交通計画	誰もが快適かつスムーズに移動できる交通環境を実現し、運輸・交通分野での環境負荷の軽減を図るため、市の交通のあり方を明らかにした計画
盛岡市自転車の安全と 利用促進に関する計画	交通手段としての自転車の位置づけを明確にし、行政、事業者等及び自転車利用者の努力義務としての責務を位置づけた計画
もりおか交通戦略	総合交通計画の方針を受け、公共交通や自転車の利用促進のための具体的な交通施策の計画
盛岡農業振興地域整備計画	都市と農村の調和がとれ、農業的な土地利用と都市的土地利用との整合性を確保し、魅力ある都市型農業を確立するための計画
盛岡市木材利用推進方針	市域内の森林から生産される木材の利用拡大を推進し、森林資源を循環させ、間伐などの森林の手入れを促進させるための推進方針

(6)財源の確保

この計画で掲げる施策や事業を中長期的に継続して円滑に推進していくため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。特に温室効果ガス排出抑制行動に対する市独自の支援策を検討するほか、以下に示す方策を研究するなどして円滑な計画の推進に努めます。

- 国や県、各種外郭団体等の補助制度や支援制度の活用
- ふるさと納税等による市の基金制度の充実・拡充の検討
- 市民共同発電、コミュニティ・ファンド等の民間資本の活用
- カーボンオフセット、ESCOなどの経済原則に基づく仕組みの導入 など

5-2 計画の進行管理

この計画の実効性を確保するため、進行管理指標を取り入れながら着実な計画の推進を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

(1) 進行管理指標

区分	基本方針	指標(候補)	現況 2007(平成 19)年度	目標 2020(平成 32)年度
【心】 行動	1. 環境負荷の少ないライフスタイルの実現	家庭系(可燃・不燃)ごみの排出量	61,660t	47,211t (平成 28)
		家庭向け省エネ診断を受けた世帯数 【累計】	*	2,500 世帯
		環境学習教材を利用した人数	*	30,000 人
		環境に関する啓発事業への参加者数	*	30,000 人 (平成 26)
		子ども環境モニターの参加者数 【累計】	*	8,000 人 (平成 26)
		市民アンケート調査で「CO2 削減など地球環境にやさしい生活を常に心がけている」と答えた市民の割合	79% (平成 20)	100%
	2. 環境負荷の少ないワークスタイルの実現	事業系(可燃・不燃)ごみの排出量	48,470t	38,370t (平成 28)
		省エネ診断を受けた企業の数 【累計】	*	460 社
		環境報告書を作成する企業の数	*	330 社
【技】 技術	3. エネルギーの効率的な利用の促進	長期優良住宅の認定件数 【累計】	*	10,500 戸
		市の公共施設への LED など省エネ設備導入等による二酸化炭素排出の削減量	*	2,416t-CO2
		市内のクリーンエネルギー自動車の台数 【累計】	*	38,000 台
	4. 再生可能エネルギー等の普及促進	家庭での太陽光発電システムの導入件数 【累計】	*	13,000 戸
		市の公共施設への再生可能エネルギー導入による二酸化炭素排出の削減量	23t-CO2	106t-CO2
【体】 社会基盤・仕組み	5. 自動車に依存しない低炭素型のまちづくり	通勤時における自動車の交通利用分担率	62.9% (平成 21)	60.9% (平成 26)
		「自転車で快適に移動できる」と思う市民の割合	34.4%	38% (平成 26)
	6. 吸収源の確保	施業が行われた民有林の面積	665ha (平成 21)	850ha (平成 26)
		地域材利用量	22,325 m ³ (平成 21)	35,000 m ³ (平成 27)

「*」 2007(平成 19)年度の数量を把握できないものについては、目標値のみを示すものとする。

(2) IES に基づく進行管理

市は、計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、IES(いわて環境マネジメントシステム・スタンダード)のPDCA の考え方に沿って目的・目標・実施計画を策定し、継続的に改善しながら進捗状況の自己点検を行います。

(3) 年次報告による評価、公表

市は、毎年度の温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況、目標の達成状況及びその評価・分析結果等については、盛岡市環境審議会に報告するとともに、年次報告書「もりおかの環境」や広報紙、市ホームページ等を通じて市民に公表します。寄せられた提案や意見は、次年度の実施計画や計画見直しに反映していきます。

